

第一百九十三回国会  
議院

原子力問題調査特別委員会議録 第二号

(三〇七)

平成二十九年五月二十五日(木曜日)  
午後一時開議

出席委員

委員長	三原 朝彦君
理事	岩田 和親君
理事	土井 亨君
理事	山際大志郎君
理事	田嶋 要君
石川 昭政君	
江渡 豊徳君	
勝沼 紗明君	
工藤 彰三君	
斎藤 洋明君	
高木 誠君	
谷川 とむ君	
額賀福志郎君	
堀井 學君	
武藤 容治君	
村井 英樹君	
築井 和生君	
菅野 鉄夫君	
藤野 保史君	
木下 智彦君	

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議 増子 宏君)	同日 辞任 工藤 彰三君	補欠選任 斎藤 洋明君
政府参考人 (資源エネルギー庁電力・村瀬 佳史君)		
政府参考人 (環境省地球環境局長) (原子力規制局長官官房緊急事態対策監)		
政府参考人 (原子力規制局長官官房核物質・放射線総括審議官)	片山 啓君	
政府参考人 (原子力規制局長官官房核物質・放射線総括審議官)	山田 知穂君	
政府参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長)	廣瀬 直己君	
参考人 (国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長)	児玉 敏雄君	
参考人 (衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長)	関 武志君	
参考人 (田中俊一)		

委員の異動

五月三十一日 辞任 八木 佐々木	谷川 とむ君	白石 徹君	北村 誠吾君
五月二十五日 辞任 八木 佐々木	斎藤 洋明君	築井 和生君	阿部 佐々木
同日 辞任 八木 佐々木	高木 陽介君	田中 俊一君	逢坂 誠二君
同日 辞任 八木 佐々木	高木 陽介君	塩川 恵一君	初鹿 明博君
同日 辞任 八木 佐々木	田野瀬太造君	足立 鉄也君	宮路 拓馬君
同日 辞任 八木 佐々木	高木 陽介君	康史君	高鳥 修一君
同日 辞任 八木 佐々木	高木 陽介君	田中 俊一君	津島 淳君
同日 辞任 八木 佐々木	高木 陽介君	木下 智彦君	佐々木 紀君

以上、御報告申し上げます。

関係資料は皆さん方へ配付してありますので、  
後で御参照ください。

○三原委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。  
原子力問題に関する件の調査のため、本会期に於ける必要が生じました場合には、参考人として出席を求めるところとし、その日時、人選等につきましては、委員長に任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○三原委員長 原子力問題に関する件について調査を進めます。  
この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。田中原子力規制委員会委員長。

○田中政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長の田中俊一でございます。  
衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の活動状況について御説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、さまざま課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正化

と適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ制定された新しい規制基準への適合性審査については、これまで、発電用原子炉について十  
一の事業者から二十六基の原子炉に係る申請が、  
核燃料施設等について九つの事業者から二十一の施設に係る申請が出されております。

これまでに、九州電力川内原子力発電所一号炉及び二号炉、玄海原子力発電所三号炉及び四号炉、関西電力高浜発電所一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉、美浜発電所三号炉、大飯発電所三号炉及び四号炉、美浜発電所三号炉及び四号炉、高浜発電所三号炉計十二基に対しても設置変更許可を行い、高浜発電所一号炉及び二号炉並びに美浜発電所三号炉について運転期間延長の認可を行いました。  
一方、発電用原子炉の廃止措置計画認可につい

ては、これまで六基の申請があり、このうち、九州電力玄海原子力発電所一号炉、日本原子力発電敦賀発電所一号炉、関西電力美浜発電所一号炉及び二号炉並びに中国電力島根原子力発電所一号炉の計五基について、廃止措置計画の認可を行いました。

また、核燃料物質の加工施設については、株式会社グローバル・ニュークリア・フェン・ジャパン及び日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所の加工事業の変更許可を行い、試験研究炉については、国立大学法人京都大学原子炉実験所の臨界実験装置及び研究用原子炉の設置変更承認並びに畿大学原子力研究所原子炉の設置変更許可を行なうなど、原子力施設等に関する審査、検査を順次進めています。

このほか、高速増殖原型炉「もんじゅ」について、昨年末の政府方針を受けて、安全かつ着実な廃止措置が行われるよう、関係規則を整備する等の所要の取り組みを進めております。

第二に、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組みの監視等について申し上げます。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の早期かつ安全な廃炉や汚染水対策の実施に向け、規制当局としての立場から、積極的な監視、指導を行うとともに、周辺地域のモニタリングに取り組んでおり、当初のさまざまのトラブルへの緊急対応が中心であった状態から、対策全般について、計画を一つ一つ十分に検討し、着実に対策を進めることのできる状態に移行したと認識しています。

引き続き、安全上の観点からの優先順位を明確にした中期的リスクの低減目標マップを定期的に改定し、完了した措置と引き続き監視が必要な措置を明示するなどして、処理した水の処分や廃炉作業に伴つて発生する廃棄物の処理等の対策が適切に行われるよう、監視、指導を行つていきます。

第三に、原子力災害対策及び放射線モニタリン

グの充実について申し上げます。

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れるなど、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図るとともに、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めております。放射線モニタリングについては、地方放射線モニタリング対策官事務所における人員の増強等により、緊急モニタリング体制の充実強化を図っています。また、総合モニタリング計画に基づき、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係るきめ細かな環境放射線モニタリングを継続するとともに、モニタリング結果について、関係自治体との他の国内外への情報発信にも努めています。

最後に、原子力利用における安全対策の一層の強化のための取り組みについて申し上げます。

今国会において、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律が成立の運びとなりました。これを受け、原子力規制委員会は、原子力事業者等に対する新たな検査制度の実施、放射性同位元素の防護措置の強化、放射線審議会における調査審議等について、効果的な運用ができるよう、必要な準備等に着実に取り組んでまいります。

以上、原子力規制委員会の活動状況について御説明いたしました。

我が国の原子力規制に対する信頼の回復は、いまだ道半ばにあります。原子力規制委員会では、与えられた職責を踏まえ、真の安全文化を構築し、原子力利用の安全が確実に担保されるよう、これからも努力してまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○三原委員長 この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、参考人として東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長瀬直

己君及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長児玉敏雄君の出席を求め、意見を聴取すこととし、また、政府参考人として内閣府大臣官房審議官進藤秀夫君、内閣府大臣官房審議官山本哲也君、文部科学省大臣官房審議官増子宏君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、環境省地球環境局長鎌形浩史君、原子力規制局長官官房緊急事態対策監大村哲臣君、原子力規制府長官官房核物質・放射線総括審議官片山啓君及び原子力規制府原子力規制部長山田知穂君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、その他の国内外への情報発信にも努めています。

こととしているところでございます。

その上で、平成二十七年に策定いたしましたエネルギーミックスにおきましては、安全性の確保を大前提といたしまして、現在六%まで低下しておりますエネルギー自給率について、これを震災時に回るおおむね二五%程度まで改善する、それから、電気料金が家庭用で二割、産業用で三割上昇している中、電力コストを引き下げるということ、それから、特に電力分のCO<sub>2</sub>排出量が増加する中で、欧米に遜色ない温暖化ガス削減目標を掲げることという三つの具体的な政策目標を掲げた上で、これらの目標を同時に達成するよう検討を行いまして、原発の比率は二〇から二二一%、このようにお示しをしているところでございます。

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○三原委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宗清皇一君。

○宗清委員 自由民主党の宗清でございます。質問の機会をいただきまして、感謝申し上げます。ありがとうございます。

先ほど田中委員長の方から、規制委員会の活動の状況についてのお話がございました。大変な重責であると思いますけれども、さまざまな御活動に対しても、心からまず感謝を申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

エネルギー政策のことについて、まず基本的なことをちょっと確認していきたいんですが、我が国のエネルギー政策について、経産省は二〇三〇年度の原発の依存度についてどのように考えているのか、まず御説明をいただきたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十六年四月に、震災前のエネルギー政策をゼロベースで見直した上でエネルギー基本計画を閣議決定しております、その中で、原発依存度につきましては、徹底した省エネルギー、再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率等を進めながら、可能な限り低減させるという

要、このような計算になるところでございます。

将来の発電電力量ですが、原発ごとの出力規模、実際の稼働率が異なりますため、確定的なことをお示しすることはできませんけれども、仮に長期エネルギー需給見通しでお示しをしておりましては、二〇三〇年度の総発電電力量であります約一兆六百五十億キロワットアワーを前提に考えますと、原発稼働率が八〇%と仮定を置きますと、原発比率二〇%を達成するためには三十基程度が必

○宗清委員 一二〇%で、稼働率が八〇%ということです。で三十基程度の稼働が必要だということです。ちょっと一つ確認で、これは通告していかなかつたかもしれません、一二〇三〇年のことについてはお伺いしたんですが、一二〇四〇年とか一二〇五〇年、そういう将来にわたって原発をどのようにしていくのかということについては、今現在、明確なビジョンというのは持つてはらないですね。○村瀬政府参考人 一二〇三〇年度以降についての具体的な電源構成を現時点で想定しているものではございません。

○宗清委員 ありがとうございます。

我が国では、法律、現行法で、検査に合格してから四十年で原発というのは運転を停止ということになっています。また、原子力委員会の許可を得て、一回限り二十年延長が認められているんですけれども、福島の事故以来、この我が国の原発六基が、運転延長せずに、廃炉というものを決定していると聞いています。されにしても、我が国の原発というのは、四十年、もしくは六十年という時期を迎えて必ず廃炉になるということでございます。

経産省に、先ほど、一二〇三〇年以降のことについては全く未定だということなんですねけれども、心配していますのは、これから原発に携わっていくという、これは今の職員さんじゃなくて、これからの方ですね。若い学生、例えば技術者になつていただかなければ困ると思つんですね。これは、既存の原発を安全に動かしていくためにも、また安全に廃炉をしていくためにも、これらの若い方々の人材というのは非常に大事なわけですね。将来のことが決まっていなかつたら、学生さんは、将来なくなるかもしれない職業を自分が選択しないというふうに思うんですね。

その観点からも、国がやはり中長期、かなり長期間についても方針をしっかりと示していくということは大事だというふうに思うんですね。例えば、新設もしていくよというようなことも含めてやつていただきたいというふうに思うんですが、これ

○宗清委員 二〇〇%で、稼働率が八〇%ということです。  
で三十基程度の稼働が必要だということです。  
ちょっと一つ確認で、これは通告していなかつ  
たかもしません、二〇三〇年のことについては  
お伺いしたんですが、二〇四〇年とか二〇五〇  
年、そういう将来にわたって原発をどのようにし  
ていくのかということについては、今現在、明確  
なビジョンというのは持ってはらないですよね。  
○村瀬政府参考人 二〇三〇年度以降についての  
具体的な電源構成を現時点で想定しているもので  
はございません。  
○宗青委員 ありがとうございます。

は、やはり工、うにしていくこと、が、これへふうに思ふんを伺いたいと申します。

○村瀬政府参考人  
御指摘のこと、安全な原発の持、確保、育成であります。

不ルギーミックスをこれからどのよ  
うのかというの二転三転するとい  
うからの人材確保、一番難しいとい  
うですが、そのところについて見解  
思います。

環境省は、温室効果ガス、二〇五〇年に八〇%減らすのに、再エネ、原子力等の低炭素電源比率を九割以上にして、火力の割合を一割以下に抑えるということを描いておられるようなんですかけれども、非常に難しいハードルではないかなと個人的には思つてゐるわけでござります。

や CCSつき火力発電と並んで、低炭素電源の一  
つといふに位置づけられているものでござい  
ます。

また一方、環境省といったしましては、独立性の  
高い三条委員会である原子力規制委員会が環境省  
の外局として設置されているということから、原  
子力発電の将来の稼働状況等について予断を与え  
得るような発言は差し控えさせていただきたいと  
思います。

その上で、原発については、いかなる事情より

は、やはりエネルギー・ミックスをこれからどうしていくのかというのが二転三轍するということが、これからの人材確保、一番難しいというふうに思つんですが、そのところについて見解を伺いたいと思います。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、安全な原発の利用、それから安全な原発の廃炉のためには、優秀な人材を維持、確保、育成していくことが極めて重要でございます。

現在のエネルギー基本計画、これは閣議決定されたものでござりますけれども、ここにおきましても、原発は、運転時に温室効果ガスを排出しない電源であり、温暖化対策のみならず、安定供給の確保、電力コストの引き下げを実現するためにも重要である、このような認識が示されているわけでございます。その中で、人材につきましても、高いレベルの原子力技術、人材を維持発展することが必要である、それから、軽水炉の安全性向上に資する技術や信頼性、効率性を高める技術の開発を進める、これが重要である、このよううわれてているところでございます。

ことしは、現行のエネルギー基本計画策定から三年経過した年になるわけでございます。法律上は、本年、エネルギー基本計画のいわゆる検討の年ということになつてゐるわけでございますけれども、今後、二〇三〇年度以降のエネルギーの姿につきましては、現在、温暖化対策を初めとするさまざまな議論が国内外で行われているところでござりますので、こういったさまざまな情勢の変化を幅広く視野に入れながら、しつかりと検討して、しつかりとしたエネルギーの姿を示させていただきたい、このように考えております。

○宗清委員 よろしくお願ひいたします。

次の質問に行きます。

我が国も、前の国会でパリ協定の批准をしていくと思うんですが、それは二〇五〇年の姿だと想ふんですね。地球温暖化対策として、温室効果ガスを八〇%削減するということになつてゐるんで

環境省は、温室効果ガス、二〇五〇年に八〇%減らすのに、再エネ、原子力等の低炭素電源比率を九割以上にして、火力の割合を一割以下に抑えるということを描いておられるようなんですかけれども、非常に難しいハードルではないかなと個人的には思つてゐるわけでござります。

や CCSつき火力発電と並んで、低炭素電源の一  
つといふに位置づけられているものでござい  
ます。

また一方、環境省といったしましては、独立性の  
高い三条委員会である原子力規制委員会が環境省  
の外局として設置されているということから、原  
子力発電の将来の稼働状況等について予断を与え  
得るような発言は差し控えさせていただきたいと  
思います。

その上で、原発については、いかなる事情より

環境省は、温室効果ガス、二〇五〇年に八〇〇減らすのに、再エネ、原子力等の低炭素電源比率を九割以上にして、火力の割合を一割以下に抑えるということを描いておられるようなんですねけれども、非常に難しいハードルではないかなと個別的には思っているわけでございます。

環境省として、地球温暖化対策を進める上で、原発の位置づけというものをどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思うんですが、これは、やはり原発はだめだだめだとということにならず、いざとなつて原発に頼ろうということにも思はばになつたとしても、例えば、用地の確保、地盤の調整であるとか、環境アセス、設計施工、審査、そういうものを含めると、原発をつくるのに長かつたら二十年以上の歳月がかかるというふうに聞いているんですが、二〇五〇年といいますと、かなり先のように思ひかもしませんが、三十年後ですので、先ほど言いました、長かつたら二十年以上の歳月がかかるということですから、そんなに長い長い余裕があるとは思えないわけでございます。

この問題というのは先送りが許されないわけですが、ございまして、二〇三〇年以降のものを決め切れないということですけれども、私は、やはり今の段階で、中長期的に、二〇三〇年以降も原発というものをベースロード電源の一つであるということを位置づけて、国民の皆様方にしつかり理解を深めていく、説明を尽くしていくということをしていくべきでないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌形政府参考人 お答え申上げます。

まず、原発の位置づけについてでございますが、気候変動に関する政府間パネル、IPCCが公表いたしました第五次評価報告書におきまして、原子力発電については、再生可能エネルギーですが、今後どのように温室効果ガスを削減していくのかということとエネルギー問題というのは、切って切り離せない重要な問題だというふうに田舎ですが、今後どのように温室効果ガスを削減していくのかと云ふことは、非常に難しいハードルではなかなと個別的には思っているわけでございます。

や CCSつき火力発電と並んで、低炭素電源の一  
つといふに位置づけられているものでござい  
ます。

また一方、環境省といったしましては、独立性の  
高い三条委員会である原子力規制委員会が環境省  
の外局として設置されているということから、原  
子力発電の将来の稼働状況等について予断を与え  
得るような発言は差し控えさせていただきたいと  
思います。

その上で、原発については、いかなる事情より

や CCS つき火力発電と並んで、低炭素電源の一つというふうに位置づけられているものでござります。

また一方、環境省といたしましては、独立性の高い三条委員会である原子力規制委員会が環境省の外局として設置されているということから、原子力発電の将来の稼働状況等について予断を与えるような発言は差し控えさせていただきたいと思います。

その上で、原発については、いかなる事情よりも安全性を優先し、原子力規制委員会が、科学的、技術的に審査し、世界で最も厳しいレベルの新規制基準に適合すると認めた原発について、その判断を尊重するというのが一貫した政府の方針でございます。

また、原発の依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入などによりまして、可能な限り低減させることが政府の方針でございます。こうした方針に沿いまして、環境省としては、再生可能エネルギーの最大限の導入などを取り組んでいきたい、このように考えてございます。

○宗清委員 御説明ありがとうございました。

いかなる事情よりも、当然安全性能を全てに優先させるとというのは私も当たり前だというように思っておりますので。ただ、これから大きな方向を示して、環境の変化があればそれにやはり合わせていくということが大事なんだろうというよう思います。

それと、確認もしていただきたいですが、今的新規制基準の適合性審査について確認なんですが、ども、先ほど御説明があつたように、既に十基の原発が設置許可が得られたと聞いてるんですが、これは最新の科学的、技術的な知見を踏まえてやっているというようにお聞きをしていますけれども、簡単に御説明をいただきたいと思うんで

○大村政府参考人 お答えを申し上げます。

原子力規制委員会が策定をいたしました新規制

基準につきましては、これまで明らかになりました福島第一原子力発電所事故の教訓を含む最新の科学的、技術的な知見を踏まえ、また IAEA や諸外国の規制基準も確認をしながら、さらに我が国の自然条件の厳しさ等も勘案をして策定をいたしたものでございます。

○宗清委員 ありがとうございます。

御説明ございましたように、原発の再稼働、運転できるかどうかというのは、最新の科学的根拠に基づいて審査が、安全を最優先にして行われておるということなんですが、これで四十年の廃炉の問題について考えてみたいんですが、我が国の原発というのは、四十年を超えるものが既に今まであります。先ほど田中委員長から御説明があったように。

そこで、初めに検査に合格をしてから四十年で運転を終了しなければならないということなんですね。一度許可を得て、一回限り二十年延長ができるという法律だと思うんですが、ここで少し僕は個人的に疑問がございまして、なぜ四十年なのか、なぜ六十年なのか。そういう、これは科学的な考え方も入っていると思うんですが、ちょっとカレンダー的な考え方になつておるのではないかなどいうふうに思ひますので、そのことについてお尋ねをしたいと思います。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

四十年の運転延長認可制度につきましては、立法時の国会審議におきまして、運転期間の年限について、経年劣化等に伴う安全上のリスクを低減するという観点から、原子炉設置許可の最初の審査の時点で、重要な設備、機器等について、中性子照射脆化、中性子が当たつて金属がもろくなるという現象でござりますけれども、そういったものの設計上の評価があるといったようなことを考慮して、原則四十年としたという御説明があつたというふうに認識をしているところでございます。

また、高経年化の技術評価、四十年後の経年劣化の状態を評価する技術評価でございますけれど

も、こちらでは運転開始後六十年を一つの目安として経年劣化の評価を行つておるということ、それから、米国におきまして、運転許可の更新、これは一回に限つてはございませんけれども、二十年を超えない期間としていることなどを考慮した結果、最大二十年の延長規定が設けられた旨の説明があつたというふうに認識してございます。

○宗清委員 私も、この質問をするのに、当時の国会審議の議事録も読ませていただきたいんです。

○宗清委員 私も、この質問をするのに、当時の国会審議の議事録も読ませていただきたいんです。そのときのことも全く批判する気持ちはございません。それだけは申し上げておきたいと思うんですが、しかし、今、特殊な事情だと思うんですね。今、新規制基準の適合性審査と四十年を超えるものと同時にやつておるから、六年、七年とまるというような原発もあるわけですね。だから使用頻度とかそういうものも、四十年、六十年には余り考慮されていないのではないかと思ってお尋ねをしたいと思います。

○山田政府参考人 原子炉の経年劣化につきましては、いろいろな現象がございます。例えば、原子炉の運転中の中性子の照射脆化、先ほど申し上げました現象につきましては、原子炉が停止している間は、原子炉の中で核分裂しておりませんので中性子が当たりませんので、劣化の進展が遅くなるといったようなことはございません。

○山田政府参考人 お答え申し上げます。

四十年の運転延長認可制度につきましては、立法時の国会審議におきまして、運転期間の年限について、経年劣化等に伴う安全上のリスクを低減するという観点から、原子炉設置許可の最初の審査の時点で、重要な設備、機器等について、中性子照射脆化、中性子が当たつて金属がもろくなるという現象でござりますけれども、そういったものの設計上の評価があるといったようなことを考慮して、原則四十年としたという御説明があつたと

があるということです。

○宗清委員 ありがとうございます。

今、運転をしていてもしていなくても、劣化しないものと劣化しないものがあると。でも、先ほど申し上げたように、四十年、また六十年とい

従つて、必要があれば検討していくことではないかというふうに考えてございます。

○宗清委員 よろしくお願ひいたします。

最後の質問なんですが、この四十年の延長申請というのは、一年三ヶ月前、十五ヶ月前から可能だというようにお聞きをしているんですけども、先ほども申し上げたように、今は運転延長の審査と新規制基準の適合性審査が並行して行っていますから、審査に合格しても、追加工事で二、三年とかいうこともございまして、結果的には十六、七年ぐらいしか動かせない場合も出てくるんじゃないかなというように思うんです。

○宗清委員 ありがとうございます。

最後の質問なんですが、この四十年の延長申請というのは、一年三ヶ月前、十五ヶ月前から可能だというようにお聞きをしているんですけども、

先ほども申し上げたように、今は運転延長の

審査と新規制基準の適合性審査が並行して行

いますから、審査に合格しても、追加工事で二、三

年とかいうこともございまして、結果的には十六、七

年ぐらいしか動かせない場合も出てくるんじやない

かなというように思うんです。

○宗清委員 ありがとうございます。

最後の質問なんですが、この四十年の延長申請

というのは、一年三ヶ月前、十五ヶ月前から可能

だというようにお聞きをしているんですけども、

先ほども申し上げたように、今は運転延長の

審査と新規制基準の適合性審査が並行して行

いますから、審査に合格しても、追加工事で二、三

年とかいうこともございまして、結果的には十六、七

年ぐらいしか動かせない場合も出てくるんじやない

かなというように思うんです。

○宗清委員 ありがとうございます。

最後の質問なんですが、この四十年の延長申請

というのは、一年三ヶ月前、十五ヶ月前から可能

だというようにお聞きをしているんですけども、

先ほども申し上げたように、今は運転延長の

審査と新規制基準の適合性審査が並行して行

いますから、審査に合格しても、追加工事で二、三

年とかいうこともございまして、結果的には十六、七

年ぐらいしか動かせない場合も出てくるんじやない

かなというように思うんです。

○宗清委員 ありがとうございます。

最後の質問なんですが、この四十年の延長申請

というのは、一年三ヶ月前、十五ヶ月前から可能

だというようにお聞きをしているんですけども、

先ほども申し上げたように、今は運転延長の

審査と新規制基準の適合性審査が並行して行

いますから、審査に合格しても、追加工事で二、三

年とかいうこともございまして、結果的には十六、七

年ぐらいしか動かせない場合も出てくるんじやない

かなというように思うんです。

す。

現時点におきまして、運転期間延長認可自体の審査に時間的な制約があつて問題が生じているということではないというふうに考えてございますけれども、より充実した審査を行うという観点からは、事業者とコミュニケーションも図りつつ、対応案については検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○宗清委員 ありがとうございました。よろしく

お願ひ申し上げて、質問を終わらせていただきま

す。

ありがとうございました。

○三原委員長 次に、堀井学君。

○堀井委員 皆さん、こんにちは。自由民主党の堀井学でございます。

質問の機会をいただきました委員長を初め理事

の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

初めに、原子力規制庁、規制委員会委員長、委員の皆様には、我が国の原子力エネルギーの所管

する全ての行政を行い、世界一とも言える安全な

管理体制、操業体制を整え、厳格で公正な判断基

準をもとに、人と環境を守るという使命のもと

に、国民の期待に応えていただいておりますこと

に敬意を表したいと思います。日々の多忙な業務

を頼みれば、膨大な資料の整理、煩雑な作業、予

測可能な自然分析、地球上で起こり得る全ての災

害対応、我が国で二度と原発事故を起こさないと

いう搖るぎない決意をもとに職責を全うする使命

感が今もなお現場の仕事を支えられているものと

感じております。

そこで、田中委員長にお伺いをしたいと思いま

す。

政府は、四月十八日、次期原子力規制委員会委員長に同委員会の更田さんを充てる人事を発表されております。その案を衆参両院に示されたわけあります。田中委員長が就任されてから五年経過し、退任されることとなりました。

この五年間を振り返って、多くの苦労と重圧やプレッシャー、さまざまな御経験があつたんだと

思います。これまでの成果と感想をお伺いしたい

と思います。また、あわせて、委員長就任時に考

えていた五年後と、現状の原子力規制の状況につ

いて、乖離する点などあればお伺いしたいと思いま

す。

○田中政府特別補佐人 まだ私の任期が三ヶ月

ちょっと残っていますので、余り全体的なことを

申し上げるのはちょっとはばかられるところでは

ありますけれども。

○田中政府特別補佐人 まだ私の任期が三ヶ月

ちょっと残っていますので、余り全体的なことを

申し上げるのはちょっとはばかられるところでは

あります。

ビューやいうのがあります、それで、それを昨年受けまして、いろいろな御指摘を受けました。そ

れに基づいて我々の活動の改革を、改善を図つてはずっと堅持していただきたいと思いますし、そ

いこうということで、今国会で、先ほど申し上げましたように法律改正というようなことも提案し

ましたようになります。それをお承認いただきました。まことにあり

がとうございます。

そういうことで、少しずつ原子力規制委員会の立ち位置とか進め方というものは大分社会には浸透してきました。したがって、私どもの仕事をする上

で、この信頼をいかに取り戻すか、幾らかでも、少しでも取り戻していく努力をすることが最

も大事だといいます。国会事故調等でも指摘さ

れておりますけれども、いわゆるきちっと独立し

た判断ができる組織である、それから、その判断

いうことです。それから、その仕事、この職責を受けるときに、やはり福島のことを決し

て忘れてほしくないということがありました。も

う少し早く福島の復興が進むのかなと思つていま

したけれども、やはり一度ああいう状態になりました。もう少し早く福島の復興が進むのかなと思つていま

すと、なかなか復興するということは難しいとい

うこと自身を感じております。

これから引き続き、そちの方については私

自身努力していきたいと思っておりますけれども、先生方にも、ぜひその点、御支援いただきま

すようお願いいたします。

○堀井委員 ありがとうございました。

委員長の任期 三ヶ月残されているわけでありますけれども、信頼はまだまだ道半ばということ

であります。更田新委員長、各委員の皆様も、委員長のこれまでのたどってきた道筋というか、そ

ういうものを継承させていくものと考えます。

我が国の原子力行政に携わる全ての皆様に、初

代田中委員長からメッセージ、まあ、三ヶ月残っ

ているわけでありますけれども、これから人材育

成など、また原子力に携わる人材も我が国では急

務でありますから、こうしたことも含めて、メッセ

ージがあれば何か言つていただければ、残して

いただければと思います。

○田中政府特別補佐人 私の立場から余り大きな

ことは申し上げられませんが、原子力規制委員

会、規制庁が今までこの間培つてきた一つの、一種の文化というか、人と環境を守るという考え方

はずっと堅持していただきたいと思いますし、そ

のことを、原子力関係者を含めまして国民の皆さんにもぜひその志を尊重して御支援いただければ

というふうに思います。

それから、今、人材の問題を御指摘いただきま

したけれども、これは規制だけではなくて、原子

力事業というのは、どういう形にしるまだしばら

くは相当期間続くと思います。そういう意味で、

人材をきちんと確保できるような取り組みという

のは、私どもだけではなくて日本全体としてぜひ

御検討いただければ幸いだと思います。

○堀井委員 委員長がマスコミの取材に、ほつと

したと胸をなでおろしている、そのほつとした表

情の顔も、更田新委員長の名前が挙がったとき

に、これまで本当に重い重い職責、そして何とし

ても人と環境を守るという気持ちが少し解き放た

れたのかなというものを感じました。

しかしながら、これからも我々の原子力のこの

委員会も、そしてアドバイザリー・ボードという

ものも新しくつくれられ、これから原子力に携わる

全ての皆さんには、委員長の今のお言葉、人と環境

を守り抜く、信頼をしっかりと取り戻して、福島の

ようなあの悲惨な事故はもう二度と起こさないと

いうことを我々も胸に刻んで取り組んでまいることをお誓い申し上げたいと思います。

残された期間は三ヶ月ありますけれども、三ヶ月間、また任期を全うしていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、人材育成についてお伺いをいたします

けれども、文部科学省、資源エネルギー庁であります

近畿大学においては、四月十二日に、研究用原

子炉が新規制基準に適合した研究炉として初めて

運転を再開されました。今後は、原発の安全規制

や廃炉にかかる優秀な人材の確保は我が国にお

いて急務であり、重要なこととを考えます。

福島第一原発事故直後は、原子力関連の学部や

大学院への入学者が激減したことは承知をしています。事故前、事故後、現在と、原子力関連に入学した学生の人数及びこれまでの推移を文部科学省にお伺いしたいと思います。

また、四月十九日、原子力規制庁は、四原発五基の廃炉計画を認可されました。廃炉作業は長期にわたるものでありますから、福島第一原発の廃炉作業については通常の商業炉の廃炉作業とは異なる専門的なノウハウが必要となります。このように取り組まれていくのか、あわせて文部科学省にお伺いしたいと思います。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。文部科学省の学校基本統計によりますと、原子力関連学科、専攻に入学する学生の数は、東電福島第一原発事故前の平成二十二年度調査では合計三百十七人でございましたのに対して、事故後の平成二十四年度では合計二百六十九人と減少しております。なお、最新の平成二十八年度の調査では合計二百六十三人となつております。いまだ事故前の水準には戻っていない状況でございます。

続きまして、廃炉の人材の関係でございますが、福島第一原発の廃炉につきましては、これまで経験のない大変困難な作業でございます。廃炉作業の中でさまざまな知見が必要になつてくると考えております。

そのため、人材育成機能を担う大学におきましては、まず、原子力に関する知識に加えまして、福島第一原発の廃炉の特殊性に応じた知識を取得させること、また、過去に例のない課題に挑戦するため多様な分野の知見を活用すること、さらに、大学の教育プログラムに新たな知見を取り込んでいく、このようなことを継続的に行っていくことが重要であると考えております。

このような認識から、文部科学省では、英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業を通じまして、大学等において多様な分野の知見を結集した技術開発を推進するとともに、産学連携講

座あるいはワークショップの開設など、教育プログラムを実施しているところでございます。

さらに、文部科学省所管の日本原子力研究開発機構におきましては、廃炉国際共同研究センターの国際共同研究棟というものが本年四月に福島県富岡町に開所されたところでございます。ここでは、福島第一原発の廃炉に向けた基礎研究に係ります国内外の機関を結ぶ拠点いたしまして、大学との共同研究の取り組みなどをさらに進めていきたいと考えております。

文部科学省といたしましては、これらの取り組みを通じまして、福島第一原発の廃炉に資する研究開発や人材育成に引き続き努めてまいりたいと考へてお答えいたします。

○堀井委員 よろしくお願ひしたいと思います。

資源エネルギー庁にも人材育成のことをお伺いします。ようと思いましたけれども、時間がちょっと詰まってきたので、次にお伺いしたいと思います。

平成二十九年四月、原子炉規制法改正に関する検査制度見直しについてお伺いをしたいと思います。

今回の原子炉等規制法の改正により、発電用原子炉施設に関する検査制度が、現行の、国が行う検査と事業者が行う検査が混在されていた状態から、施設の基準適合性については、原子力事業者がみずから検査する仕組みを導入し、安全確保の主導権を明確化し、国においては、事業者の全ての保安活動、検査状況を総合的に監視、評価する体制となりました。

そこで、検査制度改革の目的について、改正の具体的な内容についてお伺いしたいと思います。

○山田政府参考人 現行の検査制度につきましては、先生今御指摘をいただきましたとおり、基準

むという姿勢を失わせる懸念があるというふうに考えてございます。

そこで、新たな制度では、原子力規制委員会が事業者の保安活動全般を常時チェックできる仕組みを導入する、すなわち、いつでもどこでも何にでも規制委員会のチェックが行き届くといったような仕組みとして、発電所ごとに保安活動の水準を総合的に評価いたしまして、それを次の検査に反映させるといったような仕組みとしているところです。

この際、原子力施設の基準適合性の確認は、事業者みずからが検査をするということで義務づけ、これは法律の上で明確にした上で、その実施状況を国が現場への立ち会いなども行いながらチェックをし、現在より国が実施する検査の総時間数はふやすということをしつつ、安全確保上重要な事項に、より注力して確認を行うことができるようにするということで、実質的に安全性が高まるような検査とするといったような仕組みになつているところでございます。

また、規制機関は、原子力規制検査の結果を踏まえまして、安全上の重要性の視点で事業者の取り組みについては評価をいたしまして、その評定を次の検査に反映させるということで、より懸念事項に重点的に焦点を当てて改善を図るところです。

○山田政府参考人 原子力施設は、その種類や出力などがさまざまございまして、それぞれの特性により安全上のリスクが異なつてまいります。このような実情を踏まえて、IAEAの安全基準では、規制機関による審査や評価、検査などの方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○堀井委員 次、二問あるので、二問まとめてちょっと御質問させていただきたいと思います。

基準の明確化についてであります。

今回、原子炉等規制法の見直しにより、新たに以下の条文が追加をされております。第六十二条の二の二、「原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たつては、先生今御指摘をいただきましたとおり、基準

に努めるものとする。」と。

今回の検査制度改革によつて、原子力事業者がみずから施設の基準適合性を検査していくに当たりては、基準の明確化は非常に重要であります。また、新規制基準適合性検査においても、先行プラントにおける検査の知見が次々と後続の検査に取り入れられるなど、基準が明確化していくことに起因して、事業者の検討に時間がかかる実態も見られ、審査長期化の一因になつてゐたのではないかと考えております。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

第六十二条の二の二、本条文が追加されることになった背景に関する原子力規制委員会の認識とあわせて、次に、基準の明確化についてどのように方策で実効性を担保していくこうとしているのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員会におきましては、もう既に一応、グレー デッドアプローチの考え方に基づきまして規制基準の策定等を進めているところでございますけれども、引き続き、今回の法律改正の趣旨を踏まえまして、規則だけではなく、その解釈ですか中身をより具体的に説明したガイドといったようなものを整備するとともに、既に行つた審査の結果についてはきちんととした文書にまとめて公表するといったようなことをして、基準の中身がわかりやすく、予見性を高めていくといったような取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○堀井委員 以上です。ありがとうございました。

○三原委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党的中野洋昌でございます。よろしくお願ひいたします。

東日本大震災から六年以上経過をしたわけでござりますけれども、きょうも午前中は実は復興の特別委員会の審議もございまして、やはり福島、特に原子力災害からの復興という意味では本当になかなか道半ばで、もつと力を入れていかないといけないな、こういう思いもまた新たにしました次第でございます。本委員会も、福島第一原発事故という未曾有の原子力災害を受けて、その教訓を生かしていくということでござりますので、やはり常に初心に立ち返つてしっかりと臨んでいたいなということをきょうも改めて感じた次第でございます。

冒頭、田中委員長の方にまずお伺いをしたいのが、先ほど堀井先生の方からも同じような趣旨の御質問はあつたんですけれども、原子力規制委員会の委員長の人事案ということで、更田委員が既に政府の方から案として示されておりまして、所信の聴取のところも私も拝見をさせていただきました。非常に印象に残りましたのが、更田委員の方からあつた発言で、田中委員長は今、福島の県民の方々に寄り添う気持ちを非常に強く持つて務めて

こられた、やはり原子力規制委員会にとって、福島に対する強い思いを持ち続けることが非常に重要な策定等を進めているところでございますけれども、引き続き、今回の法律改正の趣旨を踏まえまして、規則だけではなく、その解釈ですか中身をより具体的に説明したガイドといったようなものを整備するとともに、既に行つた審査の結果についてはきちんととした文書にまとめて公表するといったようなことをして、基準の中身がわかりやすく、予見性を高めていくといったような取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○堀井委員 以上です。ありがとうございました。

○三原委員長 次に、中野洋昌君。

○中野委員 公明党的中野洋昌でございます。よろしくお願ひいたします。

東日本大震災から六年以上経過をしたわけでござりますけれども、きょうも午前中は実は復興の特別委員会の審議もございまして、やはり福島、特に原子力災害からの復興という意味では本当になかなか道半ばで、もつと力を入れていかないといけないな、こういう思いもまた新たにしました次第でございます。本委員会も、福島第一原発事故という未曾有の原子力災害を受けて、その教訓を生かしていくということでござりますので、やはり常に初心に立ち返つてしっかりと臨んでいたいなということをきょうも改めて感じた次第でございます。

冒頭、田中委員長の方にまずお伺いをしたいのが、先ほど堀井先生の方からも同じような趣旨の御質問はあつたんですけれども、原子力規制委員会の委員長の人事案ということで、更田委員が既に政府の方から案として示されておりまして、所信の聴取のところも私も拝見をさせていただきました。非常に印象に残りましたのが、更田委員の方からあつた発言で、田中委員長は今、福島の県民の方々に寄り添う気持ちを非常に強く持つて務めて

こられた、やはり原子炉が幾つか動いてきますと、検査によって安全を確保するというのも大変重要な要素だと考える、こういう趣旨の御発言もされましたが、そういう意味では、田中委員長の路線を引き続き踏襲していくとか、改善すべきところはしつかり改善をするけれども、同じ思いでやつていくというふうな御発言も、私は非常に印象に残った次第でございます。

田中委員長が、一番大変な時期にこの委員長の大任を担われておりますて、まだ残り任期はござりますのでしつかりと務めていただきたいと思いますけれども、本当に私からも大変な敬意を表する次第でございます。

まず冒頭、今までの任期の総括的な部分というか、先ほどと重複する部分はもう結構ございませんけれども、また、総括も含めて、これから原子力規制委員会、今後の期待というか、あるいはまた、より改善をしていくべき点等々も含めて、もじございましたらぜひお話しいただきたいといふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○田中政府特別補佐人 若干先ほどの繰り返しになりますところがあるので、そこのところはちょっと省略させていただきたいと思います。しっかりとそうした御指摘も踏まえて今後の原子力規制というのも、我々も国会の立場からしっかりと監視をしていきたい、こういう思いでございます。

原子力発電所の再稼働、これについては、新規制基準による適合性審査が今行われているところでございます。これをめぐつてさまざま訴訟が起きたりもいたしましたけれども、例えば、関西でありますと高浜原発、これに関しては、さまざまございましたけれども、三月に大阪高裁の判決もございまして、この判断を受けて、先日、四号機が再稼働、こういう状況でございます。

これに関連して質問させていただきますけれども、裁判所における議論というのもずっと拝見を述べておりますけれども、これだけは忘れないよううにしていただきたいなということです。

その背景に、やはり、先ほども申し上げましたけれども、規制のとりこになっていたということもありまして、独立性の確保、透明性の確保、それから科学的、中立的に判断するという、これはが極めて専門性の高い分野でございまして、その是非について、なかなか判断をすることが非常に難しいような場面もある。であるからこそ、やはり福島第一原発事故のことと、そういうのが心の中に、頭にずっとしみついておりますから、非常に心配だ不安だということは拭えないんだということです。ですから、そういうこと、そういう住民の気持ちに沿つた説明の仕方を工夫していくということが大事だと思っています。

○中野委員 ありがとうございます。

住民の気持ちあるいは国民の気持ちに沿つた説明をするというのは非常に大事な観点かというふうに思います。

先ほどまさにお話が出ました避難計画、これに

これから原子炉が幾つか動いてきますと、検査によって安全を確保するというのも大変重要な要素だと思います。これは、多分、我々が検査をするということもざることながら、事業者が安全確保にどういった意識で取り組むかという一種の安全文化醸成活動にもつながるんだというふうに思っております。ですから、そういうことについては、今、いろいろな工夫をしながら取り組んできちつと定着して、事故のない、安全な原子力の利用というのが継続できるようにしていただきたいたいというのが私の願いであります。

○中野委員 ありがとうございます。大変に重要な御指摘であつたかというふうに思います。しっかりとそうした御指摘も踏まえて今後の原子力規制というのも、我々も国会の立場からしっかりと監視をしていきたい、こういう思いでございます。

原子力発電所の再稼働、これについては、新規制基準による適合性審査が今行われているところでございます。これをめぐつてさまざま訴訟が起きたりもいたしましたけれども、三月に大阪高裁の判決もございまして、この判断を受けて、先日、四号機が再稼働、こういう状況でございます。

これに関連して質問させていただきますけれども、裁判所における議論というのもずっと拝見を述べておりますけれども、これだけは忘れないよううにしていただきたいなということです。

その背景に、やはり、先ほども申し上げましたけれども、規制のとりこになっていたということもありまして、独立性の確保、透明性の確保、それから科学的、中立的に判断するという、これはが極めて専門性の高い分野でございまして、その是非について、なかなか判断をすることが非常に難しいような場面もある。であるからこそ、やはり福島第一原発事故のことと、そういうのが心の中に、頭にずっとしみついておりますから、非常に心配だ不安だということは拭えないんだということです。ですから、そういうこと、そういう住民の気持ちに沿つた説明の仕方を工夫していくということが大事だと思っています。

御指摘のように、今後とも、私だけじゃなくて、全員挙げてそういう取り組みをしていきたくと思います。

○中野委員 ありがとうございます。

住民の気持ちあるいは国民の気持ちに沿つた説明をするというのは非常に大事な観点かというふうに思います。

先ほどまさにお話が出ました避難計画、これに

ついても少し政府の方から答弁をいただきたいと  
いうふうに思うんですけれども、避難計画について  
は、現在、自治体において作成をされていると  
いう状況ではございます。

ただ、災害に備えた避難計画というのは、一旦  
つくればそれでいいというのではなくて、やはり  
常に改善をしていく、そういう努力が必要であ  
るというふうに思いまして、例えば高浜の関係で  
いいますと、関西広域連合の避難計画の避難訓練  
というものが昨年実施をされました。しかし、こ  
れをやはり実際やつてみるといろいろな課題があ  
るということを現実的には指摘がございまして、  
例えば、典型的には、避難訓練だと皆さん全員が  
動くわけではありませんので、やはり実際の交通  
状況、渋滞であるとか、いろいろな状況が恐らく  
全く違う状況になるのではないかとか、さまざま  
指摘がなされたところでございます。

こうしたことなどを踏まえながら、やはり、では、  
それをどうプラスシティアップをしていくのか、こ  
の取り組みを不斷の努力を続けていく必要がある  
というふうに思います。例えば高浜の関係でいい  
ますと、この避難計画のプラスシティアップ、これ  
をどう具体的に進めていくのかということについて  
答弁いただきたいと思います。

○山本政府参考人 先生御指摘のとおり、一旦策

定をいたしました避難計画でありましても、これ  
を継続的に改善をやっていくことは極めて  
大事でございます。そのため、私ども政府といた  
しましても、自治体の皆さんと一緒にになってその  
支援あるいは確認を継続して行って、特に避難訓  
練などの結果を踏まえて改善につなげていくとい  
うことを進めていきたいというふうに考えている  
ところでございます。

それで、ただいま御指摘ありました高浜の地域  
でございます。

この高浜地域につきましては、一昨年の十二月  
だと思いますけれども、原子力防災会議におい  
て、この高浜地域の緊急時対応、いわゆる地域の  
防災計画、避難計画、これの取りまとめをいたし

まして、この中で特に重要視されております広域  
の避難、これは、県境をまたいで避難をするとい  
うことがございますので、そういったことを実際  
に検証するために、今御指摘ありましたように、  
昨年の八月に、私ども国と、それから地方自治体  
三県、それから関西広域連合、そういう関係者の  
方々と一緒に合同で訓練を実施したところでござ  
いました、その訓練の報告書につきましては、こ  
としの二月に取りまとめたところでございます。

それで、訓練におきまして抽出されました主な  
教訓事項、今御指摘ありましたとおりでございま  
すけれども、主なものとしては、渋滞対策につき  
ましては、避難の状況、道路の渋滞の状況につ  
いては、例えれば、ヘリによる映像伝送、これは極めて  
有効でございますので、こういったものを活用し  
た避難の誘導、交通対策を充実させるようなこと  
とか、それから、地震が起きたときに自宅での屋  
内退避が困難な場合をどうするかといったことの  
具具体化も大変重要な点でございます。

したがいまして、今申し上げましたように、訓練  
の教訓事項が大分出てまいりましたので、これ  
を再度私どもの地域の協議会の枠組みのもとで、検  
討を行いまして、この高浜地域の緊急時対応の改  
定に向けた検討を進めていきたいというふうに考  
えております。

○中野委員 この避難、避難というか、こうした

災害対応という意味では、これは以前、私、委員  
会でも指摘をさせていただいたことがございます

けれども、実際に災害が起きたときにどういうふ  
うに対応するかという災害対応業務などについては、  
実際に自治体の職員の方とがやられるんですけど  
ね、通常の災害であっても、こういう初めて  
おられる方の対応をどうするかというふうに考  
えております。

そこで、今年度の予算措置として、こういう國  
とか自治体の対策本部で実際の意思決定などの中  
核的な役割を担つていただくる人材の育成事業とい  
うのを新たに実施したいと思ってございます。

今年度から着手をいたしまして、来年度以降、  
本格的な措置として実施をしていきたいというふ  
うに考えているところでございます。

○中野委員 こうした、実際に避難計画などをつ  
くつて訓練などもやっていきますと、どうしても  
避難路の確保というのが非常に問題になる場合も  
ございまして、例えば、私が先日お伺いしたの  
は、川内原発のある薩摩川内市の方で、例えばP  
A-Zの圏内の避難道路、維持更新をしていかない  
と、やはり将来に備えないといけない。このとき  
は、架橋を更新するということで、やはり非常に  
予算もかかる、こういうふうな具体的なケースも  
お伺いをしたこともあるんです。

やはり、避難計画上、道路の拡幅あるいは整備、  
こうした避難をするためのインフラ整備とい  
うのが非常に重要な課題となつてくるケースがこ  
れからどんどん出てくるかというふうに思いま  
す。ですので、こうした避難路の整備の具体的な  
進め方というのをやはりしっかりと考えていかない  
といけない、このように思いますけれども、これ  
についても答弁いただきたいと思います。

○山本政府参考人 御指摘のとおり、避難経路の  
確保のための道路の整備などの点は、大変重要な  
点でございます。

それで、もちろん、私ども内閣府としては、直  
接的には道路整備の予算は持つてはございません  
けれども、昨年度の補正予算、それから今年度の  
予算案から、避難経路の充実強化に当たつての調  
査をするための予算を新たに計上いたしました。  
額はそれほど大きいわけじゃございません。

したがいまして、そういう調査をいただいて、  
避難経路のどこが問題でどう改善すればいいのか  
という課題を抽出いたしまして、それから、私ど  
も内閣府のもとに、関係省庁が入りました、ある  
いは自治体が入りました協議会の枠組みがござい  
ますから、そういった中で、道路整備などの具体  
化に向けて、関係省庁、道路関係の予算を持つて  
おられる国土交通省とか経済産業省にも御相談し  
ながら、その改善策の検討を図り、具体化を図つ  
ていただきたいというふうに考えているところでござ  
います。

○中野委員 実際に再稼働をする原発というのが  
出てまいりますと、先ほど委員長がおつしやつて  
いただいたような稼働中の原発の検査というか、  
新しい制度ができましたので、これをどういうふ  
うにやつしていくかということも非常に大事になつ  
てまいりますし、自治体の側では、原子力防災と  
いうことで、やはり災害にどう備える体制を組む  
かという、これが非常に大事になつてくると思いま  
ますので、それについては、やはり政府として  
しっかりと自治体をバックアップしていく、これが  
非常に重要な点だと思います。ぜひよろしくお願ひを  
いたします。

最後に、これも先ほど類似の質問はございましたけれども、私からも、原子力人材の確保、育成ということについてもお伺いをしたいというふうに思います。

やはり、福島第一原発事故後、学生たちにとつても、原子力の分野というのが非常に、本当に将来この分野というのが役に、役にというか、どんどんくなつていくんじゃないかということで、人材の確保、育成というのが大きな課題であると常に長く続くものでもございます。原子力行政は、厳格な新規制基準をもとにやはり世界最高水準の安全の確保を目指していかないといけない、これを続けていかないといけない、

ざいまして、そういう意味では、これを担う人材というものがしっかりと出てこないと非常に困る、こういうふうに私も思うわけでございます。

そういう意味で、先日ニュースでも、近畿大学の方で研究用の炉がようやく稼働したというふうなニュースもお伺いをいたしましたけれども、今後、原子力の人材、第一原発の廃炉も含めて、関連の人材の育成、どのように行っていくのか、これについて、最後、文部科学省にお伺いをしたいというふうに思います。

○増子政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、福島第一原発の廃炉、あるいは原子力の安全性向上のためには、高いレベルの人材が必要と考えております。

そのため、文部科学省におきましては、福島第一原発の廃炉に向けた人材育成を目的としたしまして、英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業を行っておりますし、また、産学官が連携した人材育成の取り組みを支援する国際原子力人材育成イニシアティブ事業というものを行つております。

また、先生御指摘のとおり、原子力人材を育成

するためには、原子炉を用いた実験、あるいは原子炉運転実習なども非常に重要なと理解しております。そういう意味で、今年の四月に近畿大学の研究用原子炉が運転を再開いたしましたし、また、京都大学の研究用原子炉も本年の六月以降の運転再開を目指していると聞いております。こうした原子力施設を活用したさらなる原子力人材の育成が期待されているところでございます。

文部科学省といたしましても、引き続き、必要な取り組みを通じまして、原子力人材の育成に着実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○中野委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○逢坂委員 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 民進党の逢坂誠二でございます。

きょうは、原子力発電所の方が一の事故の際の避難計画などを中心に話を聞かせていただきたいと思います。

まず冒頭に、何点か確認をさせていただきたいのですが、もう一度改めて確認をさせていただきました。

まず冒頭に、何点か確認をさせていただきたいのですが、以前もちょっと確認したことはあるん

でですが、もう一度改めて確認をさせていただいた

ことだと思います。

まず、原子力基本法についてでありますけれども、原子力基本法の「基本方針」の中に安全の確保

ということが含まれているわけでありますけれども、「安全の確保については、確立された国際的」、この中にも、「確立された国際的な基準を踏まえて」という文言があるわけでありますけれども、原子力規制委員会における原子力発電所利用の安全確保においても、確立された国際的な基準を踏まえるといふことが求められているといふ理解でよろしいでしょうか。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

議員が御指摘のとおり、原子力利用における安全の確保のための施策の策定または実施においては、確立された国際的な基準を踏まえるといふことが求められているものと理解をいたしております。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

IAEAの安全基準の法的な性格につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですか。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

IAEAの文章の中でも、加盟国に対し、IAEA安全基準は法的拘束力はない、しかしながら、加盟国はこれらの基準を国の規制に使用することに

対して各國の裁量において採用することができると、こう明記されているわけでございます。

ただ、今御指摘のように、IAEA基準というものは各國のいろいろな知見を集めて策定されたと

いう性格のものでございますので、例えば新規制基準の策定におきましても、このIAEAの安全基準、こういうものを十分参考にして、それを踏まえてつくられたというものでございます。

た、この安全の確保につきましては、原子力災害発生時の避難等を含むものと理解しております。

○逢坂委員 それでは、次でありますけれども、原子炉規制法、いわゆる一般に炉規制法と言われるものでありますけれども、炉規制法の中には、

「この法律は、原子力基本法の精神にのつとり、

ということで、第一条に目的が書かれているわけ

でありますけれども、原子力基本法の精神にのつ

どるということであるならば、先ほど御答弁いた

だきましたとおり、いわゆる確立された国際的な基準、これを踏まえて炉規制法の考え方もあるん

だということでよろしいでしょうか。

○山田政府参考人 原子力規制委員会は、確立された国際的な基準も踏まえて原子力施設の規制を行ふことが求められていると承知してございます。

○逢坂委員 それから、最後の法律でありますけれども、原子力規制委員会設置法の第一条の「目的」、この中にも、「確立された国際的な基準を踏まえて」という文言があるわけでありますけれども、原子力規制委員会における原子力発電所利用の安全確保においても、確立された国際的な基準を踏まえるといふことが求められているといふ理解でよろしいでしょうか。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

議員が御指摘のとおり、原子力利用における安

全の確保のための施策の策定または実施においては、確立された国際的な基準を踏まえるといふことが求められているものと理解をいたしております。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

IAEAの安全基準の法的な性格につきましては、先ほど申し上げたとおりなんですか。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

IAEAの文章の中でも、加盟国に対し、IAEA安全基準は法的拘束力はない、しかしながら、加

盟国はこれらの基準を国の規制に使用することに

対して各國の裁量において採用することができると、こう明記されているわけでございます。

ただ、今御指摘のように、IAEA基準という

ものは各國のいろいろな知見を集めて策定されたと

いう性格のものでございますので、例えば新規制

基準の策定におきましても、このIAEAの安全

基準、こういうものを十分参考にして、それを踏

○逢坂委員 そこで、IAEAの安全基準に関する、特に緊急時計画あるいは人口に関する規定について何点かお伺いをしたいのでありますけれども、これについては、あれでどうか、概略的にこんな記載があるということは説明いただけますでしょうか。それとも、こちらが項目ごとに聞いたら方がいいですか。

それでは聞かせていただきたいけれども、例えば、IAEAの基準の中に、緊急事態に至り得るリスクが容認可能なほどに低い、こういった規定があると承知をしておりますけれども、これはこのとおりでよろしいでしょうか。

○大村政府参考人 済みません、少々聞き取れなかつたものがございましたが、IAEAの基準の中には、二つございまして、一つは、事業者が策定する緊急時のいろいろな計画、これについてのさまざまな要件を定めておるというものがございますし、あと、立地の際の指針とか基準といった形で策定されているというものがございます。

○逢坂委員 それでは私の方でちょっとIAEAの基準について読み上げさせていただきますので、それが確かに基準に含まれているかとこども御答弁いただきたいと思うんです。

改めまして、緊急事態に至り得るような事態を含む事故状態に伴う住民への放射能リスクが容認可能なほどに低いことが掲げられている。さらにもう一つは、上記要件を満足するために適切な対策が施せないことが示された場合には、立地地点は提案された原子炉施設の設置に適していない、こういう項目もあると承知をしておりまします。それからもう一点が、プラント運転開始に先立つ外部領域に対する緊急時計画の設定において、克服できない障害が存在しないことを確認しなければならないことをプランの建設が始まる前に確認しなければならない。こういった項目があると、いうふうに承知をしているんですけれども、これはこれでよろしいでしょうか。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

今議員御指摘のものは、セーフティード・エバ

リュエーションズ、フォード・ニュークリア・インストレーションズ、立地の評価についてという、NS-Rの3というものを引用されているというふうに考えてます。したがいまして、今御指摘のところはIAEAの基準の中にも書かれております。

ただ、これはサイティングの評価ということでおざいますので、立地場所をどうこうするかといふところの一部としてそういうのが規定されています。立地場所をどうするかの評価であるということで、今の発言は、それはどういふ意味でようかね。それは要するに、確立された国際的な基準に該当するとかしないとか、そういうことを言っているんですか、それとも、これも確立された国際的な基準というふうに考えていいのでしょうか。

○大村政府参考人 NS-Rの3はIAEAの基準でございまして、確立された国際的な基準の一つかううとういうふうに考えます。

○逢坂委員 であるならば、この今私が述べた基準でありますけれども、緊急時の避難計画、緊急時の対応、こうしたもの実効性確保のための措置が何らかの形で規制に取り込まれてゐることに加えて、プラントの運転開始前の段階で何らかの形でそれを審査する、そういう仕組みになつてゐるという理解でよろしいでしようか。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

その中では、委員が御指摘のような避難計画を含む緊急時対応の仕組みにつきましては、政府がそれをしっかりと枠組みをつくるということになります。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

対応の計画につきましては、政府は緊急事態への効果的な対応のために必要な計画と手順を確立することと、いうものが要求事項として求められております。

なお、このIAEA基準におきまして、規制当局の役割として規定をされますのは、運転の開始までに事業者が作成するオンラインサイトの緊急対応が適切になつてあるかどうかというふうに確認せよ、ということが規制当局に対する要求事項ということになつてございます。

○逢坂委員 それでは、今の答弁からしますと、立地段階から例えば避難計画について何らかの形で審査すること、これは確立された国際的な基準で審査すること、これは確立された国際的な基準ではないという意味なんでしょうか。IAEAのものもござりますけれども、例えば英國の立地に関する基準でありますとか、あるいはアメリカのNRCといったようなことも含めて、繰り返しますけれども、立地段階からいわゆる緊急時の対応、避難計画を含む緊急時の対応を何らかの形で審査するということは、確立された国際的な基準ではないという理解だと思います。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、アメリカでは、アメリカの連邦法で、原子力発電所の最初の運転許可のFEMAの評価結果に基づいて審査を行つという制度になつてございますけれども、イギリスやフランスでは、必ずしもそういう、運転の許可をリンクした形で避難計画というものを規制当局が審査をするというような仕組みにはなつていないというふうに承知をしております。

○逢坂委員 それでは、もう一回聞きます。

先ほど大村緊急事態対策監からの答弁にもありましたように、IAEA基準というものを各加盟国がどういうふうに取り込むかというの、各加盟国がやつてあるやつてないは別です。それはいかがですかという質問なんですね。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

うに承知をしております。

○逢坂委員 規制当局であるか否かは別にして、私が確認したいのは、いわゆる立地段階から、緊急時の対応策あるいは緊急時における避難計画、これを何らかの形で審査するということは、確立された国際的な基準というふうに理解しているのですがやつてあるやつてないは別です。それはいかがですかという質問なんですね。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大村緊急事態対策監からの答弁にもありましたように、IAEA基準というものを各加盟国がどういうふうに取り込むかというの、各加盟国がやつてあるやつてないは別です。それはいかがですかという質問なんですね。

○片山政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカでは、NRCが運転の許可を与える前にFEMAの評価結果に基づいて審査を行つという制度になつてございますけれども、イギリスやフランスでは、必ずしもそういう、運転の許可をリンクした形で避難計画というものを規制当局が審査をするというような仕組みにはなつていないというふうに承知をしております。

○逢坂委員 それでは、もう一回聞きます。

先ほどIAEAのことについて私が言及したわけではありませんけれども、きのう、これは役所からいたるものでありますけれども、IAEAセーフティースタンドードというものがあつて、その中のくだりに、日本語で言いますと、プラント運転において先立つ外部領域に対する緊急時計画の設定において、克服できない障害が存在しないことをプラントの建設が始まると前に確認しなければならないという規定があるんですよ。これは認めますね、いかがですか。

○大村政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のところにつきましては、確かにNS-R3、これの二の二十九というところに規定をしているものでございます。

○逢坂委員 この日本語を読むと、プラントの建設が始まる前に克服できない障害が存在しない」とを確認しなければならないということであり、ですから、先ほど私が何度も言つたとおり、立地選定から、例えば緊急時避難計画や緊急時の対応について何らかの形で審査することは、確立され、国際基準という理解でよろしいですねという質問です。

は、国、地方自治体、それぞれ関係機関が作成をいたしますが、例えば都道府県の場合は、原子力災害対策特別措置法の第二十八条の第一項、それから災害対策基本法第四十条第一項の規定によりまして、原子力防災に係ります計画をつくることになつております。同様に、市町村におきましても、原子力災害対策特別措置法あるいは災害対策基本法の関係規定に基づいて、それぞれ地域防災計画を作成し、その中には避難計画も含まれると

急時対応計画あるいは避難計画、こういうものがつくられているとは限らないという理解でよしいでしょうか。

○山本政府参考人 御指摘の避難計画、防災計画につきましては、先ほど御指摘がありましたように、国の防災基本計画と原子力規制委員会が策定しました原子力災害対策指針に基づいて、実効ある形でつくっていただくのが基本でございます。その作業が今現在進められているというところで

手段、それから避難先の確保、これを今現在検討しているところでございます。

確かに、人口の多いところでは大変作業が時間が要をしていることは事実でございますけれども、先行して策定された計画などを参考に、各自治体においては現在その努力がなされているとうふうに理解しているところでございます。

○逢坂委員 それぞれの自治体において努力をしていることは確かに私も理解はしますし、私の生

今御指摘のところは、これは新たに、立地の際の評価といふくだりでござります。その中の、外郭領域に対する緊急時計画の設定において、克服できない障害が存在しないことを確認するというところでござりますので、緊急時計画を策定するに当たつて、それができないような、そんな状況ではないねと、こういうことを確認する、こういう趣旨の記述だといふふうに理解しております。

○逢坂委員 何度言つてもかみ合わないんですけども、それは確立された国際的な基準と、いう理

○逢坂委員 日本においては、国の防災基本計画でありますとか、これも国の原子力災害対策指針に基づいて自治体で計画をつくるということは理解をいたしましたが、その際に、お伺いしたいのは、自治体がつくるいわゆる防災計画でありますけれども、これは、プラントの運転開始前や、あるいはプラントの設置許可前に定められるものであるのかないのか、それはプラントの運転開始後でもいいのか、あるいはプラントの設置許可後でもいいのかどうか、このあたりはいかがですか。

もちろん、法令上は、いつまでにつくらなくちやいけないといふことが書いてあるわけじゃございませんけれども、基本的には、現に原子力発電所がそこにございますので、それが運転する、しないにかかわらず、防災計画はしっかりとしたものをお各自治体でおつくりいたくよう今努力がされているというふうに認識しているところがございます。

○逢坂委員　ということは、原子力のプラントが現に存在している地域において、現在の人口であつて、今後も人口が増加していくことにならざります。

まれた町でも今一生懸命計画をどうもつくつてい  
るようであります。  
だがしかし、その結果、その避難計画なるも  
の、あるいは緊急時の対応計画なるものが有効に  
機能する、そういうものであり得るかどうか。そ  
れは、うまくいくものもあるかもしれないけれど  
も、場合によつてはうまくいかないものもあるか  
もしれない。それが虚心坦懐な姿勢ではないかと  
思うんですけれども、それはいかがでしようか。  
○山本政府参考人 まず、避難計画の策定に当た  
りましては、そのもととなる、先ほど言いました

立地だとかなんとかそういうことを聞いて  
いるわけではないんです。  
○大村政府参考人 繰り返しになつて恐縮でござりますが、これはIAEA基準のものでございま  
すので、これは先ほど御答弁申し上げましたとお  
り、確立された国際基準の一つというふうに我々  
も受け取つてござります。（逢坂委員「わかりま  
せん。」）  
○逢坂委員 大分時間を消費しましたけれども、  
確立された国際的な基準だという御答弁をいただ  
きました。

○山本政府参考人 法令上は、先ほど申し上げましたように、それぞれの根拠規定に基づいて関係自治体などが計画を策定するというふうな責務が、責務といいますか規定があるということになります。また、どのタイミングでつくれといふことを法律上明記されているわけじやございません。したがいまして、現状では、この法律が、特に原子力関係の法律ができました、原災法が制定されましたがときを踏まえまして、関係自治体が避難計画、防災計画をつくり始めておりまして、特に、御案内のとおり、福島事故を踏まえて原子力災害対策指針が改定されて、三十キロ圏に拡大さ

りますと、か人口に分布でありますとか、あるいは地  
形だと、か気象の条件だと、あるいは避難するた  
めのさまざまな状況、例えば、対応する車両があ  
るかとか、あるいは福祉施設の状況がどうなつて  
いるとか、そういうことをさまざま考慮して避難  
計画なるものが策定されていくとは思うのであり  
ますが、その際に、あらかじめ立地の前にそういう  
ことを必ずしも検討しないわけでありますから  
ら、現状の中で避難計画を今つくろうとすれば、  
必ずしも、実現可能な計画ができる、あるいは実

原子力災害対策指針、これが基準となりますので、これに即して、具体的かつ合理的であるかどうかということで、まず避難計画の策定を進めてまいります。

それから、委員の御指摘のとおり、避難計画は完璧はございませんから、それを検証するためには、避難訓練、防災訓練などを通じまして、その実効性を一つ一つ確認し、課題があればそれを継続的に改善をしていく、いわゆるP D C Aサイクルをしつかり回していくことが実効性の向上のために一番重要な点ではないかと思つております。

そこで、日本の状況についてお伺いをしたいわけありますけれども、日本で原子弹灾害、緊急事態が生じたときのいわゆる防災計画とか避難計画というのは、どういう手順で作成されることになつてゐるか、どういうルールか、簡単に説明願えますか。

れるなどの改定が行われましたから、現在、それを踏まえた改定作業が各自治体で行われていると、いう状況でございます。

○山本政府参考人 避難計画につきましては、委員御指摘のとおり、それぞれの地域ごとに、人口分布であるとか、地域的な、地理的な特性がさまざまござままでございますので、特に、原子力災害対策指針で定められております、要支援者とか住民の方々の避難のタイミングなどが規定されておりますから、それを具体化するための避難経路、避難

○逢坂委員 それでは、少し聞き方を変えますけれども、自治体の側でこの計画を策定している、その際に、いろいろな手立てを講じてみた、地域にあるさまざまな車両も書き集めた、福祉施設にもいろいろかけ合ってみた、だがしかし、ある一定の期間内といいましょうか、ある一定の範囲内といいましょうか、その時間の中ではどうも有効



き、吉田所長名で、経済産業大臣宛てに、事故の状況を記載したアクセスが逐次送られてきていたというふうに承知をしてございます。

○菅(直)委員 それで結構なんです。

それで、資料一に、一つ具体的な例を挙げておきました。これは発信が三月十一日の午後十時二十分、二十二時二十分というふうになつておりますが、この中で、下の方でちょっと見えにくいですが、一号機、T A F プラス五百五十ミリメートル、これは燃料棒の上よりさらに五百五十ミリのところまで水があるという説明だったと思いますが、こういうものがまず東電から出されたか、そして、現時点で、この時間においてT A F 一百五十や五百五十ミリというのは正しい数字だという、その後の検証で正しかったかどうか、それにについてお答えください。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

先生のお配りいただいた資料の一は、御指摘のとおり、十一日の二十二時に、これは当時は電源を喪失しておりましたので、中央操作室に仮設のパッテリーをつなぎ込んで、見えた指數、指標をアクセスさせていただいたものでござります。しかし、その後、各種のデータが集まつてしまりまして、それに基づいて解析した結果、三月十一日の十八時ごろに、先ほどの、お話をありました燃料の一番上の部分、ここまで水位が低下しているというふうに今は評価しておりますので、御指摘の点につきましては、この当時は水位計が正しい数値を示していなかつたというふうに考えております。

以上でございます。

〔山際委員長代理退席、委員長着席〕

○菅(直)委員 順を追つて行きますので、資料二が、今社長がお話いただいたことに関連しますが。

まず、資料一のT A F プラス五百五十というのは、水位計が間違つていたことを当時吉田所長も把握されていなかつたのか、少なくともこういう数字が来ていたわけです。当時、官邸でも、経産

省から話が来て、T A F プラス五百五十ということは、まだ水があるから、一号機はマルトダウンとは始まつてないという認識を当然ながら持つたわけです。

しかし、今社長がまさに言われたように、資料の二を見てください。資料の二によれば、当日の十八時ごろには炉心露出が開始され、さらに十八時四十分ごろには炉心損傷が開始された。普通で言うと、これはマルトダウンが始まつた、そういう理解でいいんですね、社長。

○廣瀬参考人 メルトダウン、一般的にはよく使われておりますけれども、私、今、マルトダウンというのは、燃料が高温によって溶融するという定義だということで御説明申し上げますと、そういうお答えとしてお聞きいただきたいところでございますが、一号機は、三月十一日の夜には燃料の溶融が始まつていたのではないかと今考えております。

これは解析の結果でございますので、なかなか時間が、何時何分というところまで特定できるところではないということを御理解いただければと、いうふうに思つております。

○菅(直)委員 いや、二十二時にまだ水があると言われていたけれども、ここに書いてあるように、十八時四十分ごろには炉心の損傷が始まつた。私が聞いているのは、それから少なくとも一時間以内ぐらにはまさに溶融が始まつたと東電から聞いているんすけれども、夜という言い方は、では、まるつきり、二十二時にまだ大丈夫だったという可能性もあつたかのように聞こえますから、余り、事実だけ言つていただければいいんです。が、見解ではなくて。こういうふうに書かれているんですけど、少なくとも炉心損傷は始まつているということでしょう、これは、ここに書いてあるんですから、少なくとも炉心損傷は始まつているんだと。これは東電の資料ですかね。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

りでございます。

例えば、原子力安全委員会の安全審査の指針に、千二百度以下であれば燃料の著しい損傷には至らないというふうに定義しております。したがつて、千二百度というのを一つのメルクマールとしますと、千二百度に達していたのは三月十一日の十八時四十分ごろということで解説をしておきます。その後一時間ぐらいの間に燃料の溶融が始まります。その後一時間ぐらいの間に燃料の溶融が始まりますかというのです」と呼んでいます。

始まりたのではないかというふうに見ております。

○菅(直)委員 ですから、そのように私が言ったら、そのとおりだと言つていただければいいんであります。夜の間なんて言つたら、夜は十二時までありますからね。十八時四十分から一時間程度の間というのが皆さんとのころの私に対する説明で、今、社長の説明とやつと一致をしたということです。

そこで、もう少し話を進めたいと思います。

資料の二は今もう言いましたので、一号機のマルトスルーは、当時のところ始まつたと今の検証では思われていますか。

○廣瀬参考人 これも、マルトスルーという言葉の意味をちょっとどこではつきりさせておきたいと思います。

マルトスルーというのは、原子炉の圧力容器の下部が破損をして、燃料デブリ、溶けた燃料がその下の格納容器にまで落下する、そういう意味だということでお答えいたしますと、これもまた正確に時間を評価するのは大変難しいところではございませんけれども、事故後のデータの挙動や解析の結果などから考えて、三月十二日の未明から朝方というふうに今のところでは評価をしておりま

といふことが、検証を含めて東電が認識したのはいつですか。

○廣瀬参考人 お答えいたします。

(菅(直)委員)溶融したんじゃない、知つた時点、燃料が溶融した時間でございますけれども……

（菅(直)委員)溶融したんじやない、知つた時点、わかつたたすこと」と呼ぶわかつたとということですね。（菅(直)委員)東電が検証の結果、それがわかつた時点はいつですかということです」と呼ぶ)はい。

私は、三月の十二日の朝、現場にヘリコプターで行つたわけですが、ですから今考えてみると、その時点は七時ごろでしたから、もうマルトスルーが始まつていた、相当放射線量が高くなつていた時期でした。まだ当時はそういう状況に至つてゐるという報告はいたいていなかつたので、私もそこまでは至つてゐるのではないかとう認識の中で伺つたということを改めて申し上げておきたいと思います。

こういうふうに、実はかなりいろいろなところであるんですが、少し話を進めます。

一号機の海水注入についていろいろと議論があります。

まず、一号機について海水注入を始めたのは何時ですか。

○廣瀬参考人 一号機に海水注入を始めたのは、平成二十三年、二〇一二年の三月十二日十九時〇四分でございます。

○菅(直)委員 資料三に私もつけておきました。ここにはついていませんが、吉田調書によれば、吉田所長に海水注入の停止を武黒フエローが指示したと吉田所長が証言されていますが、これは東電の調査でもそうですが、これ

○廣瀬参考人 東京電力の事故調査報告書にござ

いますとおり、当時、官邸に派遣されておりました武黒は、吉田当時の第一の所長に、官邸では海水注入について総理の了解が得られないといふふうに電話で連絡をしております。同時に、武黒は東京電力本店の緊急時対策本部にも連絡をしております。

一方、武黒から電話を受けた吉田所長は、これ

また東京電力の本店の緊急時対策本部と連絡をとり、最終的には、東京電力の本店の緊急時対策本部の本部長、当時の社長であります清水が海水注入の中止を決定しております。

○菅(直)委員 ですから、武黒さんが指示をし、最終的には東電の社長が決めた、これでいいんで

すね。

○廣瀬参考人 今申し上げたとおり、そうした経過のもとで決定がされております。

○菅(直)委員 余り時間をとりたくないでの

私がどう言つた、こう言つたという話もいろいろ出ています。しかし、この場で言つておきますと、私は海水注入をとめたことはありません。私と同席した人で、一人としてそういうことを言つている人はいません。

武黒さんが、私たちが六時から六時半までの打ち合わせのときに、あと一時間半から二時間、まだ海水注入の準備にかかると、六時半に終わつたんです、打ち合はせは。だから、その時点ではまだ海水注入は始まつていなかつたんでしょう。しばらくして、七時過ぎに武黒氏が吉田所長に電話を入れたら、いや、もう始まつていてと言われて、彼が慌てて、いやいや、待て待て、まだ官邸ががちやがちや言つていてるといふやうな言い方でとめたというのは、私だけが言つてゐるわけじゃなくて、総合すればそういう事態だと思つています。

だから、基本的には、東電の内部の中で、武黒フェローが彼の判断で、いろいろな背景はあるにしても、とめると言つたたどいうことは、今の社長のあれで確認されましたが、話を続けたいと思います。

そこで、何時にとめて何時に再開したと当時は発表されましたか。

○廣瀬参考人 その後の三月十二日十九時二十五分に海水注入を一旦停止した、これは先生のお配りになった資料にもございますが、その後、二十時二十分に海水注入を再開したということです。

すね。

○菅(直)委員 資料四の一に、これも東電の資料ですが、その時間も書いてあります。

そこで、実際に海水注入は停止されていたんですけど、どうですか。

○菅(直)委員 すか、どうですか。

○廣瀬参考人 当時の吉田発電所長の判断で、実際にには海水注入は継続しておりました。

○菅(直)委員 まず聞きます。

海水注入がとまつたという発表を東電がされたのはいつで、いや、実はとまつていなかつたといふ発表をされたのはいつなのか、日にちと時間を言つてください。時間までは結構です。日にちを。

○廣瀬参考人 その報告徴収の内容といふのは、本件だけに限

らず、事故当時のプラントデータをかなり大量に報告しなさいということで、それを五月の十六日

に発表しておりますが、その中で、今の、十九時二十五分に停止をしました、それから二十時二十五分に再開をしましたということを記載してござります。

しかし、その後、吉田の発言等々でそれが覆つていくということになつてまいります。

○菅(直)委員 ですから、三月の十二日に起きた、海水注入がとまつた、とまらないといふ話

を、本店はとまつたと思って、しかし、発表をし

ていいんですね。今徴収があつて、約二カ月

後のことです。

そこで、一つだけ、ちょっとこれは政治的な文

書ですが、資料の五を、これはぜひ皆さんごらん

いただきたいたいと思います。

これは、五月の二十日、もちろん二〇一一年の五月の二十日、当時は野党の一議員であったしかし前総理経験者である安倍晋三総理が、自分の五月二十日のメルマガにこういうことを書かれています。真ん中のところですが、「しかし、やつと始まつた海水注入を止めたのは、何と菅総理その人だったのです。」

社長、廣瀬さん、この「海水注入を止めたのは、何と菅総理その人だったのです。」というこの表現、少なくとも海水注入がとまつていなかつたということは、これは間違えですね。

○菅(直)委員 繰り返しになりますが、五月の十六日には私も海は発表をしております。それでは、十九時四分に海水注入を開始し、十九時二十五分に停止、二十時二十分に注入を再開というふうに発表いたしております。その後、この安倍晋三総理のブログに掲載があつたのは五月の二十日と承知しております。

その後、吉田から、二十四日の夜から二十五日にかけて、実はとめでないといふ、内部で話があり、それを受けて二十六日に発表しております。実際はとまつていなかつたということを発表しております。

したがいまして、二十日の段階では、我々も当然とまつてゐるものというふうに考えておりまし

たし、吉田から話を聞くまで、私ども、その時

点まではとまつてゐたといふに認識しているところです。

○菅(直)委員 ですから、当時、ある時点ある時

点ではいろいろな間違いがあつたたどいうのは最初に言つたわけです。今の時点で、とまつていな

かつたたどいうのを認められていたわけですから、

吉田から話を聞くまで、私ども、その時

点まではとまつてゐたといふに認識しているところです。

○菅(直)委員 繰り返しになりますけれども、現

時点で、結果として海水の注入は行われております。

○菅(直)委員 もう繰り返しませんが、だから、

このメルマガの表現は間違つていますね。

○菅(直)委員 「だから、間違つていてますね」と呼ぶ)私どもの認識としては、この時点では中断していないとこういうことだございました。

○菅(直)委員 ということは、このメルマガの情報は間違つていますね。

○廣瀬参考人 五月二十日時点では、この情報しか我々は持つておりません。(菅(直)委員「二十日じゃない、今の時点と聞いたでしき」と呼ぶ)今の時点では間違つております。

○菅(直)委員 いいですか。ちゃんと最初から

ことでも、後になつたら、検証したら違つていたことはたくさんあるんですよ。

何でこういうことを安倍さんは言われたかといふことを社長に聞いてるんじゃないんです。メルマガのこのことが事実かどうかといふことを聞いてるんです。まさに中断されていなかつたということを二十六日に発表されているわけですか

ら。

それが二十日の段階でわかつてたか、わかつてないなかつたか。少なくとも吉田所長は知つてい

たし、実際にとめなかつた作業員の人たちも当然

知つていたわけで、本店が知らなかつたといふ

ことは、私は本当に、本店と現場の間の意思疎通が悪

いことの象徴だと思いますが、きょうはそのこと

を問題にしてるんじゃないんです。

もう一回確認します。社長、中断はされていな

かつたんですね。ということは、このメルマガ

で、とめたたどいうのは間違つていますね。現時点

でですよ。

○菅(直)委員 繰り返しになりますけれども、現

時点で、結果として海水の注入は行われております。

○菅(直)委員 もう繰り返しませんが、だから、

このメルマガの表現は間違つていますね。

○菅(直)委員 「だから、間違つていてますね」と呼ぶ)私どもの認識としては、この時点では中断していないとこういうことだございました。

○菅(直)委員 だから、間違っていますね。

○廣瀬参考人 もう本当に、まことに同じ話をしで恐縮でございますが、私どもとしては中断をしていないという事が事実でございます。

○菅(直)委員 資料の六を見てください。できれば一緒に資料の八もご覧いただきたいと思いま

す。

結局、先ほど社長が言われましたように、東電は、本店は、二十四、二十五に吉田所長が休暇から戻つてこられて、話を、みずから、やはり実はとめていなかつたんだということを言われて、それで調査をして、五月の二十六日に発表しているんですよ。

ですから、どういう順番になるかというと、この資料六は、十六日の発表から数日たつたときにこういう報道が読売と産経で出ていたんです。資料六、「首相意向で海水注入中止」、産経なんかは「首相激怒」で海水注入中止。私は海水注入が始まつたということを聞いていませんから、聞いていないことで激怒するはずがないんです。そして、こういう記事が出て、このイメージが非常に強いんです。

では、資料八を見てください。

七日の読売「海水注入 中断なかつた」。首相の意向でとかなんとかという説明は全くありません。

つまり、わずか六日間の間に百八十度話が変わっているんですよ。なぜこんなことが起きたのか。

私は、東電がいろいろな新聞社やテレビ局に、二十日以前の段階で、当時の菅総理がとめたんだということを言って、いろいろなところに伝えていたというふうな情報も得ていますけれども、そういう事実はありましたか。

○廣瀬参考人 私どもは、五月の十六日の段階で海水注入の中止があつたと認識しております。その後、今先生お話をありましたように、吉田からお話をあつて、実は中断はしていないのだということを把握した上で、二十六日に、中断していなかつたと訂

正を発表したわけです。

その段階で、二十日はどういう報道をされたかということに対し、私どもに関してはわかりかねるというふうにお答えいたします。

○菅(直)委員 私が手に入れている情報では、二十九日あるいはその前ぐらいに東電の幹部がいろいろな放送局や新聞社に行つて、菅総理がとめたんだと見つた。しかし、少なくともほかの、朝日とか毎日とか日経は書いておりません。そして、今度は二十六日の報道を受けてそれを否定するけれども、ある意味では、資料六のこの情報が多くの国民の目にとまつたわけです。だつて、総理が見られたと言つたんだと。

そこで、もう一つだけ出します。資料の七を見えてください。これは東電の問題ではありません。資料の七は、五月の二十四日、ちょうど最初のメルマガを出されて三日目に、一番最後のところを見てください、「いよいよ不信任案提出の時は迫りました。」こう書いてあるんですね。当時の野党であつた安倍晋三議員が、二十四日の時点ではまだ、海水注入は私がとめたというこ

とを言って、それの責任を追及して、そして、い

よいよ不信任案の提出のときは迫りました、まさ

に政局に使おうとしたんです。

きょうはわざわざ副大臣をお出ましをいただ

いていますが、こういう問題を政局絡みにするとい

うのは私はかなり問題だと思いますが、政治家と

していかがお考えですか。

○高木副大臣 今の答弁、質疑、やりとりを聞い

て発言しておりますので、現安倍総理、当時野党

でありましたけれども、安倍総理も政治家として

の発言をされたと思います。

一方で、この三・一、発災した当初、与野党

の党首、菅総理と会談をする中で、この国難に対

しては一致協力してやつていこう、こういった考

え方にも立つてたと思いますし、そういう意味では、それぞれ政治家としての御判断、御発言

である、私はそういうふうに認識をしておりま

す。

それがいい悪いというのは、またこれ政治家そ

れぞれが考えることであろうな、そういうふうに思つております。

○菅(直)委員 非常に見識ある御意見、ありがと

思つても、いろいろな発表だとそいつ

う事実があります、ところが、それによつて多くの誤解を生んでしまつたときに、その後その事実が訂正をされたときに、それを同じ扱い、同じ大きさでメディアがやつているかというと、なかなか

かそういうことがないので、冒頭に菅委員がおつしやつたように、最初の報道で印象づけられてしまつて、なかなかその誤解を解くのが難しいとい

う現実はあるなというのを改めて感じます。

○菅(直)委員 大変よくわかつていただいてあります。私がお聞きしたのは、もう一つ踏み込んだんです。

つまり、総理経験者であった安倍晋三議員が、

不信任案のことをわざわざこれに絡めて言つてい

るわけですよ。つまりは、菅総理が間違った判断

でとめた、そのことを追及して、そして、不信任案を出すということで、いよいよ出そうと。現実

に、御存じでしょうが、六月二日に不信任案が出たんです。

こういうふうに、この問題をそういう不信任案

といつたような政局に使うのは私は政治家として

あるまじき行為だと思ひますが、それについて、

同じ政治家としての見解をぜひ聞かせてください。

○高木副大臣 政治家は、それぞれが責任を持つ

て発言しておりますので、現安倍総理、当時野党

でありましたけれども、安倍総理も政治家として

の発言をされたと思います。

一方で、この三・一、発災した当初、与野党

の党首、菅総理と会談をする中で、この国難に対

しては一致協力してやつていこう、こういった考

え方にも立つてたと思いますし、そういう意味では、それぞれ政治家としての御判断、御発言

である、私はそういうふうに認識をしておりま

す。

そういう意味で、この問題は、原発については

特にそういう問題がまだ多々あります

です。まして、菅総理が指示したということはそ

うではなかつたというのをもちろん書くわけ

もありません。

そういう意味で、この問題は、原発については

特にそういう問題がまだ多々あります

で、こういうことについてはしっかりと検証し

て、東電も、自分たちが間違つた発表をかつてさ

れたのは、そのことが悪いと言つているんじやな

く、そういうことがはつきりしたときには、実

はこうでしたということを、できるだけ多くの人

にわかりやすく伝えていただきたい。

今、ここにも資料がありますけれども、こんな

うございました。

確かに、事故が起きたときに、当時、自民党は谷垣総裁、もちろん公明党的皆さんとも話をし、ある意味での、これはもう与野党超えて協力し合おうということでやつたんです。

しかし、その中で、安倍当時の議員は、不信任案という形でこれを利用しようとした。しかも、二十六日に東電が、実は海水注入はとまつていて、そしてこのメルマガは、ずっとそのまま継続して掲載をされ続けてきた。ですから、今おつしやつたとおりだと思います。まさに政治家としての見識が疑われる。

つまりは、本来なら、こういうときだから、そういうことを政治的な政局に利用するということはないのが本来あるべき姿で、それを、間違つてください。これは東電の問題ではありません。

資料の七は、五月の二十四日、ちょうど最初の

メルマガを出されて三日目に、一番最後のところ

を見てください、「いよいよ不信任案提出の時は

迫りました。」こう書いてあるんですね。当時の野

党であつた安倍晋三議員が、つまりは、二十四日

の時点ではまだ、海水注入は私がとめたというこ

とを言つて、それの責任を追及して、そして、い

よいよ不信任案提出のときは迫りました、まさ

に政局に使おうとしたんです。

きょうはわざわざ副大臣をお出ましをいただ

いていますが、こういう問題を政局絡みにするとい

うのは私はかなり問題だと思いますが、政治家と

していかがお考えですか。

○高木副大臣 今の答弁、質疑、やりとりを聞い

て発言しておりますので、現安倍総理、当時野党

でありましたけれども、安倍総理も政治家として

の発言をされたと思います。

一方で、この三・一、発災した当初、与野党

の党首、菅総理と会談をする中で、この国難に対

しては一致協力してやつていこう、こういった考

え方にも立つてたと思いますし、そういう意味では、それぞれ政治家としての御判断、御発言

である、私はそういうふうに認識をしておりま

す。

そういう意味で、この問題は、原発については

特にそういう問題がまだ多々あります

です。まして、菅総理が指示したということはそ

うではなかつたということをもちろん書くわけ

もありません。

そういう意味で、この問題は、原発については

特にそういう問題がまだ多々あります

で、こういうことについてはしっかりと検証し

て、東電も、自分たちが間違つた発表をかつてさ

れたのは、そのことが悪いと言つているんじやな

く、そういうことがはつきりしたときには、実

はこうでしたということを、できるだけ多くの人

にわかりやすく伝えていただきたい。

今、ここにも資料がありますけれども、こんな

なことがあります。事實を報道してもらいたいと僕らが

たにいませんから、何が書いてあるかということの一番ポイントは東電自身が國民にちゃんと伝えるように、そのことをお願いして、私の質問を終ります。

○三原委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 民進党の初鹿明博です。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。また、やっと今議会で委員会が開かれまして、開催に御尽力いただいた委員長はじめ理事の皆さん、本当にありがとうございました。

なかなか開かれないで、どんどんどんどんやりたいネタが重なつていて、きょうも時間が足りなくなるかもしれませんけれども、できる限り委員会を開催していただきたいというふうに思います。再稼働をし始めた原発もありますし、刻一刻と原子力政策で変化が出ておりますので、ぜひそのことをお願いさせていただき、質問に入ります。

まず、田中委員長、御退任が決まっているということで、九月までの任期、あと残すところあります。どうもお疲れさまでございました。本当に難しい期間で、大変公平中立な立場でこれまで取り組んできることに心から敬意を表します。いつも冷静沈着で、的確な意見を言つてているなと思っていたわけですが、その田中委員長が今回非常に感情をあらわにして怒った問題が、怒りをぶつけたような問題が二つありましたので、その二点について質問をさせていただきたいと思います。

まず一つは、きょう、東電の廣瀬社長も来ておりますが、柏崎刈羽原発の免震重要棟の問題でございます。皆さんのお手元に資料をお配りしておりますので、これを見ていただくのが一番わかりやすいんです。その中に、ことしの二月二十八日の田中委員長の発言の抜粋というものをつけさせていたいのですが、ここが最初から四行目とのと

ころで、「今日は原子力規制委員会の五人がそろつておりますけれども、こういう形で適合性審査をする段階で関与するというのは、これまであります。

これはどうしてなのかというと、免震重要棟について説明が二転三転をしていて、最終的には免震重要棟が使えないということになつたとありますよね。「審査の終盤段階で、審査の円滑な遂行を妨げるような問題が生じていて、その次の下線を見ていただきたい」とか「総点検して、もう一度、きっちりと信頼できるものをしていただきたい」とか「相当深刻に反省していただきたい」というふうに思っています。

次に、「十二分に反省していただきたい」、その下には「十二分に反省していただきたい」とか「総点検して、もう一度、きっちりと信頼できるものをしていただきたい」というふうに思っています。

これは、どうしてなのかといふことを、経緯を記した毎日新聞の記事を載せております。また、資料の中にも時系列で並べたものを載せていくんですけども、もともと、最初、一三年の九月二十七日、六号機、七号機の変更許可申請を出しました。一

三年十二月に基準地震動に対する試験というものをやりました。一四年四月にも別のやり方で試験をやって、二回やっているんですね。

問題は、二〇一五年の二月に、審査会合において、免震重要棟について、緊急時対策所として使うわけですから、基準地震動七つあるうち、

一部の地震動については対応できない、耐震性が十分じゃないということで使えないという説明をしていました。ところが、またちょっと進んで、二〇一七年の二月になつたら、免震重要棟はもう使わないということに変わったわけです。

ここで、東京電力からその経緯について新潟にも報告をするということで、報告書をつけさせていたいのですが、これも見ていただきたい

ところで、「今日は原子力規制委員会の五人がそろつておりますけれども、こういう形で適合性審査をする段階で関与するというのは、これまであります。」五人そろってやるというのは異りませんでした。」五人そろってやるというのは異りませんであります。

これはどうしてなのかといふことを、経緯を記した毎日新聞の記事を載せております。また、資料の中にも時系列で並べたものを載せていくんですけども、もともと、最初、一三年の九月二十七日、六号機、七号機の変更許可申請を出しました。一三年十二月に基準地震動に対する試験というものをやりました。一四年四月にも別のやり方で試験をやって、二回やっているんですね。

問題は、二〇一五年の二月に、審査会合において、免震重要棟について、緊急時対策所として使うわけですから、基準地震動七つあるうち、

七つ全ての地震動で耐えられないというデータを使わなかつた判断は妥当だと言つているんですよ。一番最初のところでは隠蔽だと認めておきながら、この判断は妥当だというのは私はいかがなものかなとまず思つんでよ。

やはり、これは判断を間違えていたんじゃないんですか、そもそも。やはり、もともと最初の段階で、七つのうち五つがダメで、二つしか対応できていないと言つていて、もうその時点でも、全ての地震動に対応できていないこのデータがわかついて、それを使わなくて、それで審査ぎりぎりになつて、やはり全部使えませんよということで、結局、免震重要棟を使わない、そういう申請に変わることとは私はやはりいかがなものかなと思つんでよ。

まず、「判断は妥当なものであつた」というこの

書きぶりですけれども、まず、二ページのところ、「本報告書の内容」というところで、四角印で、「今になつて免震重要棟の耐震不足を認めたことは隠蔽だつたと一応認めているんですけども、それを結び、めくつていつて、十四のところですね、報告書の二十四ページのところで、七つの基準地震動のうち五つで耐えられない結果になつたのに、説明をしているんです。七つのうち五つで耐えられないものを一部でという説明をするんですよ。まず、この時点でおかしいですね。七つのうち五つが耐えられないんだつたら、それは、一部ではなくて、どちらかといったら大半という言葉遣いをするべきだと思うんですね。一部だと使つている。

その後、結局、二十六ページを見ると、そこで五年二月の審査会合では免震重要棟の耐震性を説明する根拠として採用しておりませんが、この判断は妥当なものであつたと考えています。」と、この七つ全ての地震動で耐えられないというデータを使わなかつた判断は妥当だと言つているんですよ。一番最初のところでは隠蔽だと認めておきながら、この判断は妥当だというのは私はいかがなものかなとまず思つんでよ。

今回の新規制基準では、七つのうちに一つでもだめなものがあればダメであります。したがつて、七分の二大丈夫であろうと、七分のゼロ、だめであろうと結果は同じでございます。だめであります。

○廣瀬参考人 お答えします。

まず、今回の新規制基準では、七つのうちに一つでもだめなものがあればダメであります。したがつて、七分の二大丈夫であろうと、七分のゼロ、だめであろうと結果は同じでございます。だめであります。

私は、二年前の二月に説明したときは、免震重要棟がダメであるということを説明しなければいけなかつたわけです。したがつて、七分の二で説明しても、七分のゼロで説明しても同じだつたんですが、七分のゼロという解析は、実は社内でやつたものであります。もともとの目的が、七分の二」という結果を得ていた上に、もう一度、一四年にやつたと先生先ほど御説明いただきましたけれども、それは、実際どのぐらいの補強をすればそれが何とかなるだろうかということを見るために、補強用の計算として改めてやり直したものであります。

ただ、そのやり方も、本来であれば免震重要棟の下部にある地層のデータを使ってやらなければいけないんですけど、免震重要棟はもうできてしまつてますので、その下はほじくり返せませんのですから、そこから四、五百メートル離れた一号機の建物の下の、これは当時から持つっていたデータがありましたので、そのデータを代用して計算したものであります。したがつて、とても新

規制基準の耐震性を説明するためにはどうな

ものでございません。

したがつて、一四年のデータを使わなかつたのは妥当だという結論を我々はしております。一年の結論で説明すべきだというふうに思つています。

それと、ついで恐縮でございますが、先生が先ほど御説明した私どもの資料のA4の横の一一番最初のところで、「本報告書の内容」、右下に二ページと書いてあります。この枠の中に書いてあるのは新潟県の皆様からいただいたお声であります。こうした声をいただいたので、我々としてはしっかりと反省をしなければいけないということです、るる、その以下の説明がござります。そこだけ申し添えさせていただきます。

○初鹿委員 つまり、隠蔽ではないと言いたいわけですね、隠蔽じゃなかったと。

でも、今、ちょっとと説明がおかしいんですけれども、免震重要棟が使えないことを説明した、七つのうち五つだめだらうが、七つ全部だめだらうが、使えないことを説明すると言つていますけれども、そうじやないんじやないんですか。

七つのうち一部使えない、対応できない場合は三号機の原子炉建屋内に緊急時対策所を設置するということで、緊急時対策所を、免震重要棟の場合と、三号炉の原子炉、これも途中で五号炉に変わるもので、防潮堤の荒浜側が液状化があるといふことでこれは使えないということになつて、一から四号機は機能喪失するかも知れないから三号機は使えない、だから五号機になると。ここ自体もきちんと精査されたのかどうかと私は非常に疑問なんですが、少なくとも、免震重要棟を全く使えないという判断をしていましたわけじゃないと思いますよ。二カ所で使うという申請になつているんじゃないですか。違いますか。

○廣瀬参考人 御指摘の二年前の審査会合で私ども申し上げたかったのは、免震重要棟は新規制基準の耐震性を満足しません、したがつて、もう一つ追加しなければいけません、そのときは三号

所というのをつくります、つくらせていただきま

すということを説明します、そのため、本来免震重要棟だけで耐震性が満足すればそれだけで構わなかつたわけです、しかし、それが満足しないのでもう一つ必要だという説明をしたというのがそのときのこととでございます。

したがつて、我々の目的としては、その時点です、免震重要棟が新規制基準を満足しないということを言つた上で、したがつて、もう一つ緊急時対策所をつくる必要がありますということを申し上げたということです。

ただ、そのうち、我々が二つをその後ずっと固執していくわけですね、それでも、新聞にありますように、二つ使いたいということで、その後ずっと二年間、我々は規制庁さんといろいろ議論を重ねていくわけですが、これは、建物が、一Fで、福島第一で、御存じのように、福島第一では免震重要棟があつたのでかなりの部分が救われたという経験を我々は知つておりますので、何とかあそこ

の立派な建物を使えないだらうかということ

で、

一つよりも二つあつた方がいいだらうということから、二つをその後ずっとお願いをしてきたといふ経緯でございます。

○初鹿委員 全体の七つで使えないといなが

ら、二つは使うといふのは、何かおかしいと思ひますよ。だって、全部使えないことにしたんじや

ないんですか。それを二つで使えるようにといふのは、結局、二つを追い求めて、免震重要棟をぎりぎりまで使うことを検討しようとした結果、こ

うやつてデータを隠していたことなんぢやないかと思うんですよ。違うんですか。まあ、答

えないのでいいです。

説明によると、八十七センチ揺れると隣の建物に

ぶつかるから、七十五センチのところにポールを立てて、七十五センチ揺れたら、それはもう免震

重要棟が使えないようにするという判断で、三号

炉、後には五号炉になりますけれども、五号炉を

緊対所にするということなんですが、まず、ス

べース的にかなり免震重要棟に比べると狭いとい

うことと、動いていないとはい、五号炉には使

用済みの核燃料がありますよね。そして、福島第

一原発の事故を考えれば、動いていなかつた四号

炉が水素爆発をしているわけです。そういうリス

クがあるところを緊急時の対策所とすることは、

私は不適切だというふうに思います。緊急時対策

所として使うのは、やはり別棟で、そしてできる

だけ原子炉から離れている、そういう建物である

べきだと思うんですよ。

それで、今回、免震重要棟は中越沖地震の後に

つくつたわけですね、あそこに。福島もそいつ

う考へでつくつたからうまく機能したわけです

か。

○廣瀬参考人 まず、そもそも、大きな地震など

大きな重大事故が起つたときに、中央操作室と

いうのがござります。ここで運転員は原子炉をと

めたり、その後の対応をしたりと、いわゆる

原子炉を制御しよう、安全な方に持つていこうと

いう作業はそこで行われます。したがつて、免震

重要棟なり緊急時対策所では何をすべきかと

いうのがござります。ここでは運転員は原子炉をと

めたり、その後の対応をしたりと、いわゆる

緊急時対策所で何をすべきかと、緊急時対策

所では何をすべきかと、緊急時対策所を設置する

ことが要件として求められております。

○田中政府特別補佐人 ただいま柏崎刈羽発電所

については基準の適合性について審査を行つてい

るので、その是非についてまでここで申し上げる

ことはできませんけれども、長期的にはきちっと

した緊急時対策所を設置するということが望まし

いと思いますが、当面、一応、緊急時対策所とし

て既存の原子炉建屋を利用すると、ということはここ

だけではありませんし、それが十分に緊急時対策

所としての機能を持つかどうかということを判断

できれば、それで当面はよろしいというふうに考

えております。

○初鹿委員 まず、では福島の四号炉はどうして

水素爆発を起こしたかということはきっちり検証し

た方がいいと思いますよ。これは原因ははつきり

わかっていないです。三号炉から配管を通じ

て四号炉に水素が入り込んで爆発したのではない

のかなどということを言われていると思いますが、

はつきりした原因は今の段階でわかつていないと

ます。

○初鹿委員 それで、免震重要棟が使えないから

五号炉の中には

ます、ス

べース

的

に

か

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

では、この五号炉は、六号炉、七号炉と配管は全くつながっていないんですか。つながっている可能性はないんですね。それは確認をした上で五号炉にしていますか。

○廣瀬参考人 配管はつながっておりませんし、先ほど別棟でと先生がおっしゃいましたけれども、六号、七号の、今、審査のための緊急時対策所として五号炉を考えておりますので、五号炉と六号炉と七号炉は建物は別でございます。

○初鹿委員 そうはいつても、先ほど言つたように使用済みの核燃料は残つてゐるわけですから、リスクは高いわけですよ。

先ほど委員長も、当面はという言い方をして、本来ならやはり別棟できちんと建てた方がいいという考え方ではあるわけですね。免震重要棟のように、私は、やはり別の、その機能のためのものをつくる必要があると思いますが、これはいかがですか。

○廣瀬参考人 もとより我々も多重性あるいは重層性というのは非常に大事なことだというふうに考えて、だからこそ免震重要棟にこだわったというところがございますが、今後も、私どもの福島の事故の最大の教訓は、もうこれでいいと思つちゃいけないということだと身にしみて感じておりますので、絶えず、よりよいものを、より安全なものを作り、そのための対策を続けていきたいといふふうに思つます。

○初鹿委員 やはり、事故を起こした当事者ですから、ほかの電力会社とは大きく違うわけですかね。そのための対策を続けていきたいといふふうに思つます。

それと、資料にも出していますが、柏崎の「コスト火力と大差なく」という資料を出させていただきましたが、今まで原子力は安い電源だと言つていましたけれども、設備の利用率が五〇%を割つたら大差がなくなつてくると。今言つたように、では、改めて免震重要棟にかかる建物を建てるとなるとさらにコストがかかる

わけですから、そろそろ、再稼働に固執することなく、別の方針を考える必要があるのでないか可能性はないんですか。それは確認をした上で五号炉にしていますか。

○廣瀬参考人 が、次に、今度は常陽の問題に移らせていただきます。

こちらも原子力研究開発機構が申請を行つたわ

けですが、熱出力を、百四十メガワットの設備の

容量があるのに、百メガワットに抑えるというこ

とで申請を出した。それに対して、田中委員長

も、非常に不適切だというふうに感じたんだと思

います。ですが、まず、この申請の出し方を見たとき

に、委員長、どう思いましたか。

○田中政府特別補佐人 ちょっと驚いたという

か、もう既にいろいろなところで報道されている

とおりでございまして、やはり、大きな出力のも

のを、運転出力を下げて運転するから低いレベル

でいいだらうという審査は、これはもう原則的に

できまんので、そういうことを踏まえれば、

かなり不適切な申請であったということで、これ

は、私ではなくて、実際に審査を担当していたグ

ループが、これはとりあえず審査は中断ですとい

うことを探上げてあります。

○初鹿委員 ちょっと時間がなくなってきたの

で、最後に機構と文科省にもお伺いしますけれども、『もんじゅ』でどういう指摘を受けたのかとい

うことをやはり反省していなっていますよ。

○初鹿委員 やはり、事故を起こした当事者です

から、ほかの電力会社とは大きく違うわけですかね。そのための対策を続けていきたいといふふうに思つます。

あと、文科省には、常陽の運転主体としてやは

りふさわしくないんじゃないですか、機構は。

「もんじゅ」も、これから廃炉をしていくわけで

すが、廃炉をする主体として機構が考えられていて

るようですが、運転することが不適切だと言われたような組織が廃炉もきちんとできるのか、私は疑問です。廃炉になると、より高濃度の放射性廃棄物が出てくるわけで、その扱いをきちんとできるかどうかということも非常に重要なってくる

わけですから、私は、「もんじゅ」の廃炉についても機構でいくこと自体、改めた方がいいのではないかと思いますので、その点について文科省にお伺いします。

まず、機構からお願ひします。

○児玉参考人 お答えいたします。

「もんじゅ」での反省を踏まえまして、理事長と

して先頭に立つて原子力機構の組織運営に努めてきたところでございますが、今般の常陽の申請に

おきましたは、新規制基準の適合性に係る審査会合及びその後の田中委員長の記者会見等にございましたように、厳しい指摘を受けることになりました。それについては、真摯に、本当に反省してお

ります。

「もんじゅ」の廃止措置を進めるに当たっては、政府一体となつた指導監督体制等を整備するとともに、外部の有識者による助言、評価組織を設けた上で、原子力機構において安全かつ着実に廃止措置を実施できる体制を整備して進めていくことが適切である、そのように文科省としては考えております。

それについて、真摯に、本当に反省してお

ります。

今後、受けました指摘に対して十分対応していく

みたい、そのように考えております。

○田野瀬大臣政務官 御質問ありがとうございます。

御回答をさせていただきます。

「もんじゅ」につきましては、平成二十七年十一月に原子力規制委員会から勧告を受けましたが、

この勧告は、「もんじゅ」という大規模発電炉の出力運転を行うに際し、その運営主体に関して指摘を受けたというものでございました。

一方、常陽は、研究用の原子炉でござります。

原子力研究開発機構が研究用原子炉の運営主体としての資質を有していないという指摘を受けたものではない、そのように認識させていただいた

いるところでござります。

○藤野委員 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

きょうは、私は北陸信越ブロックで選出いただ

いているんですが、地元の一つである柏崎刈羽原

発、同僚委員に統いてお聞きしたいと思います。

原子力規制委員会は今、六号機と七号機の審査

を進めているわけですが、この審査に當たつて、同原発の敷地内に断層があるんですが、

これは活断層ではないかという疑いが生じております。

原子力規制委員会がつくった規制基準では、将来活動する可能性がある断層

これは十二万年から十三万年前以降に動くことが否定できません。

い断層のことであります。この活断層の上に、

を行うことが重要であると文科省としては考えております。

もう一点、廃炉の実施主体としてふさわしくないのではないかという御質問もいただきました

が、「もんじゅ」の廃止措置につきましては、原子

力規制委員会は、その設置者である原子力機構が原子炉等規制法に基づく許可を受けた廃止措置計画に従つて的確に実施する義務を負うとの認識を示していると承知をいたしております。

原子炉規制委員会は、その設置者である原子力機構が原子炉等規制法に基づく許可を受けた廃止措置計画に従つて的確に実施する義務を負うとの認識を示していると承知をいたしております。

ちょっと薄くて恐縮ですが、東電の資料でありますして、オレンジ色のものがいわゆる断層でありますして、見ていただいてわかるように、左から一号機、二号機、三号機、四号機、右が五六七なわけですが、まさに原子炉建屋あるいはタービン建屋の下に断層が通っております。

東電は、これらの断層について、二十万年前、あるいは三十万年という言い方もするんですが、つまり、十二万年から十三万年には当てはまらない、だから活動性がないという主張をしております。規制委員会もこの東電の解釈を妥当だといふうに評価をしていると思います。

ところが、新潟県内の地質学の専門家などによる研究会がありまして、柏崎刈羽原発活断層問題研究会という研究会なんですが、この分析が大きな話題になつております。

配付資料の二を見させていただきますと、地元紙である新潟日報が四月十五日、一面トップで大きく報じまして、その後もたびたび大きな報道をしております。地元では大変な関心を集めています。

東電は、これらの断層について、二十万年前、あるいは三十万年という言い方もするんですが、つまり、十二万年から十三万年には当てはまらない、だから活動性がないという主張をしております。規制委員会もこの東電の解釈を妥当だといふうに評価をしていると思います。

ところが、新潟県内の地質学の専門家などによる研究会がありまして、柏崎刈羽原発活断層問題研究会という研究会なんですが、この分析が大きな話題になつております。

配付資料の二を見させていただきますと、地元紙である新潟日報が四月十五日、一面トップで大きく報じまして、その後もたびたび大きな報道をしております。地元では大変な関心を集めています。

といいますのは、これがもし活断層だということになりますと、まさに先ほど申し上げた規制基準に従つて、再稼働どころか、立地不適当ということになつてしまつわけあります。

そこで、東電にお聞きしたいんですけれども、東電は、この断層がある地層、古安田層というそうですが、これについていつの年代と考えていいのか、根拠も含めて御答弁ください。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

まず、活断層かどうか評価する際に私どもが行つておりますのは、柏崎刈羽原子力発電所、その中やその周辺でたくさんボーリングをやつております。千本以上のボーリングをやつてそこからデータを集めております。また、火山灰の分析も百試料以上やつておりますし、そのほか、花粉百試料以上やつて、いろいろなデータから調査の

実施を行つておるところでございます。

その結果、敷地周辺に広く分布する、今先生がおっしゃいました古安田層と断層の関係から、発動は認められないということを確認しております。後期更新世というものは、十二、三万年よりも以前のものでございます。したがつて、敷地に分

布する断層はいずれも、将来活動する可能性のある断層ではないという評価を行つておるところでございます。

○藤野委員 その中で、いわゆる刈羽テフラといふものがあります。テフラというのは火山灰のことですが、つまり、柏崎刈羽ですから、刈羽の火山灰ということで、ある断層がどういう年代のものかというのを判断する際に物差しの役割を果たすのが、この火山灰、物差しの一つとしてですね。柏崎刈羽でいえば、この刈羽テフラといふのが問題になるわけですが、これについて、東電はいつのものだと評価していますか。

○廣瀬参考人 まさに先生が御指摘のとおり、火山灰といふのは非常に重要な要素として、総合的に評価をしております。

その結果、敷地周辺に広く分布する、先ほどの古安田層については、二十四万年前の、これもまたになつてしまつわけあります。

そこで、東電にお聞きしたいんですけれども、廣瀬社長、お越しいただいております。

東電は、この断層がある地層、古安田層というそうですが、これについていつの年代と考えていいのか、根拠も含めて御答弁ください。

○廣瀬参考人 お答え申し上げます。

まず、活断層かどうか評価する際に私どもが行つておりますのは、柏崎刈羽原子力発電所、その中やその周辺でたくさんボーリングをやつております。千本以上のボーリングをやつてそこからデータを集めております。また、火山灰の分析も百試料以上やつておりますし、そのほか、花粉百試料以上やつて、いろいろなデータから調査の

のは二十万年から二十三万年前のものであるといふこと、これはしっかりと専門家の総合的な意見ということで、ある意味確立した時代認識、

年代特定をしておりますので、したがつて、刈羽テフラの年代は、余裕を見て二十万年前ということで評価をさせていただいているところでございます。

○藤野委員 今、二十万年前という東電の評価が答弁されました。

他方で、今申し上げた研究会、地質学者等も入つておる研究会は、十二から十三万年前ではないかと、違つておるわけですね。なぜ研究会がそういう指摘を行つたのかということなんです。

この研究会は、東電から刈羽テフラの提供を受け、つまり東電が持つておる火山灰の提供を受け分析をした。この結果、研究会が持つておる火山灰といふのもあるわけですね。これは藤橋40という名前がついておりますが、この研究会が持つておる火山灰と、東電から提供を受けた火山灰の構成元素が完全に一致したということになります。

藤橋40といふのは、柏崎刈羽原発から約十キロ

のところの藤橋という場所で見つかつておるわけですが、今、廣瀬社長がおっしゃつた青森県の沖

た難しい名前ですが、阿多島浜テフラ、さらに、

三十四万年から三十三万年前の加久藤テフラを含むということがわかつております。また、古

安田層のさらに浅い方、上位には、約十三万年前の中子軽石層という層が分布するといふこともわかつております。そうしたことから、三十数

万年前から二十万年前ぐらいの間の地層であると

いうふうな評価を行つております。

一方で、御指摘がありました刈羽テフラでございましたけれども、これも同様の詳細な地質調査を

いた結果、青森県の下北沖の海底でけれども、

海底にたまつておる地層の火山灰、G10テフラといいますけれども、これと問題の刈羽テフラ

供を受けて独自に分析したと聞いております。分析の結果を、二つの火山灰は同じだったかどうか、御答弁ください。

○廣瀬参考人 先生御指摘のよう、断層問題研究会から藤橋40というもののサンプルをいたしましたが、ここまで、火山灰は同じなのに、それは丘で、高いのが高位段丘、中ぐらいのが中位段丘で、中位段丘というものは十二万年から十三万年と

問題は、この藤橋の地層といふのが、これは地質学界の常識として、中位段丘という、段のある丘で、高いのが高位段丘、中ぐらいのが中位段丘というものが、これこそまさに確立した判断だといふことがあります。

○藤野委員 ですから、火山灰は一緒なんです、火山灰は一緒。しかしその評価が違う。地質学界の大勢を占める評価と東電の評価が違つておるということで、やはりこれは、私は県民は納得しないといふふうに思います。

再稼働には地元の同意というのが不可欠なわけですが、ここまで、火山灰は同じなのに、それは東電も研究者も認めておるわけですね。この評価が違つておる。片や五百キロ離れたものまで持ち出されておるといふことで、配付資料の三を見

ていますが、ここまで、火山灰は同じなのに、それは

東電も研究者も認めておるわけですね。この評価が違つておる。片や五百キロ離れたものまで持ち出されておるといふことで、配付資料の三を見

ていますが、ここまで、火山灰は同じなのに、それは

火山灰は一緒。しかしその評価が違う。地質学界

の大勢を占める評価と東電の評価が違つておる

ということで、やはりこれは、私は県民は納得しないといふふうに思います。

再稼働には地元の同意というのが不可欠なわけ

ですが、ここまで、火山灰は同じなのに、それは

火山灰は一緒。しかしその評価が違う。地質学界

の大勢を占める評価と東電の評価が違つておる

ということで、やはりこれは、私は県民は納得しないといふふうに思います。

橋40という二つの火山灰は同じ火山灰だと認めている。東電自身が、この資料三のよう、藤橋といふのは中位段丘だと認めている。

学界の常識は、中位段丘といふのは十二万年から十三万年前の地層だということなんですね。だとすれば、この二つの火山灰、十二万年から十三万年前の地層のものと考えるのが自然なわけです。極めて自然、シンプルであります。逆に、それをいろいろな理由をつけて、違う違うと言つて

いるのが今の東電だということなんですね。そこで、規制委員会にお聞きしたいんですが、規制委員会は、みずからこの火山灰について分析

を行つたのか、それとも東電の分析結果をチエックしたというだけなのか、どちらなんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 みずからは行つております。せんけれども、石渡委員を中心としたグループがいろいろな評価をしております。

それで、先ほど廣瀬社長の方からもちょっと触れられましたけれども、阿多鳥浜テフラとか加久藤テフラという古いテフラが下にありまして、それが動いていない、要するに、古安田層の中にあらんだけども、その上の、それを動かしていいないということで、そういう判断もしております。

最終的な結論を出しているわけではございません。

○藤野委員 ですから、その審査で、やはり当事者、二つの同じ火山灰なんだけども評価が違つてきているという段階ですから、ぜひ独自の、こそこはひとつ中立公正な立場で規制委員会が乗り出していく必要があるんじゃないのか。そうじやないと県民は本当に納得ができないといった状況なんですね。

なぜ事業者中心ではなく、規制委員会の独自調査が必要かという点で、先ほど免震重要棟で東電の説明が二転三転したというお話をありました。が、過去の例もちょっと御紹介したいんですね。二〇〇七年七月に中越沖地震というのが発生を

いたしまして、この柏崎刈羽原発は、大規模な液状化、火災、燃料ブールからの水漏れ等、非常に甚大な被害に見舞われました。

東電にお聞きしたいんですけども、これはもう、ちょっと時間の関係でこちらで紹介しますが、配付資料の四番目に、この中越沖地震の震源といふものが、東電の資料で明らかなF—B断層といふもので、ちょっと沖のところで、見にくいので申しわけないですが、赤い丸が原発で、緑の線が海上音波の線で、そこを横切つてある青い点線が、一番近いところがF—B断層ということになつてまいります。

東電によりますと、建築時、建設時、いわゆる設置許可申請時には、このF—B断層は活断層とは認識していなかった、断層であることは認識していたけれども、活断層とまでは考えていなかつたということなんですね。しかし、その後、当時結果、この断層は活断層だと判断した。そして、その結果を保安院に報告した。

社長、これで間違ひありませんか。

○廣瀬参考人 御指摘のとおり、建設時においては、F—B断層は活断層ではないと評価しております。その後、その結果を保安院に報告して、広く認知されるようになってきました。十五年にして、その後、その褶曲構造の評価が、知見が井雅浩市長は、ことし五月十日の記者会見で、東電が藤橋、この火山の再調査をするつもりがないと言つてはいるがどう思はうかと聞かれまして、こうお答えになつています。「事実関係は承知している、これがどうしても必要だと思うんですね。実際、地元はどう言つてはいるか。柏崎市長の桜井雅浩市長は、ことし五月十日の記者会見で、東電が藤橋、この火山の再調査をするつもりがないと言つてはいるがどう思はうかと聞かれまして、こうお答えになつています。「事実関係は承知していない」と思うふうに市長が言つてはいるんですね、柏崎市長が。

そして、新潟県知事は何と言つてはいるか。四月二十五日の記者会見で、東電の説明内容について、「少なくとも科学的な説明には見えないです。それは単なる結論であつて、説明ではないと。少なくもそこが活断層だという説明は、これは研究会の説明ですけれども、「比較的納得のいくものですよね。十二、十三万年前に噴火した灰がそこにあるのだから、それは十二、十三万年前でしようと、シンプルなことを言つてはいるわけですね。そうでないなら、そうでない理由の合

ころにこう書いてあるんですね。「当社は、以上の調査結果について、平成十五年六月、原子力安全・保安院に書類で報告したが、新潟県、柏崎市、刈羽村、および地域の皆さまへの説明、さらにはプレスへの公表は行わなかつた。」ということになります。それが、四年後に柏崎刈羽が中越沖地震に見舞われた、地震が起つて初めて、その地震の後に、実はこういうことがわかつてしましました」ということを認めたわけですね。

ですから、もう四年間ずっと隠していました。中越沖地震がなければ、ずっと隠続けていた可能性が私は高いと、報告書を見てみますと、やはりその姿勢がうかがえるんですね。規制委員会にお聞きしたいんですけども、事業者というのは、やはりこういう過去も持つていて、そういうインセンティブが働いてくる。やはり、ここは規制委員会が独自の立場で調査をする、これがどうしても必要だと思うんですね。実際、地元はどう言つてはいるか。柏崎市長の桜井雅浩市長は、ことし五月十日の記者会見で、東電が藤橋、この火山の再調査をするつもりがないと言つてはいるがどう思はうかと聞かれまして、こうお答えになつています。「事実関係は承知していない」と思うふうに市長が言つてはいるんですね、柏崎市長が。

そして、新潟県知事は何と言つてはいるか。四月二十五日の記者会見で、東電の説明内容について、「少なくとも科学的な説明には見えないです。それは単なる結論であつて、説明ではないと。少なくもそこが活断層だという説明は、これは研究会の説明ですけれども、「比較的納得のいくものですよね。十二、十三万年前に噴火した灰がそこにあるのだから、それは十二、十三万年前でしようと、シンプルなことを言つてはいるわけですね。そうでないなら、そうでない理由の合

理的な説明をすべきで、それをされている状態ではないと思います。」というふうに知事は言つてはいる。

ですから、立地自治体の地元市長やあるいは知事が今説明では合理的な説明になつていいと言つてはいるわけで、これはやはり合理的な説明をする必要がある。

規制委員長にお聞きしたいんですけども、やはりこのままでは、県民は首長を先頭に納得していかない、柏崎市長はぜひ規制委員会にやつてほしいと言つてはいるわけですから、これは独自にやはり調査すべきじゃないんでしょうか。

○田中政府特別補佐人 活断層の評価にしても何でもそうすけれども、基本的にまずは事業者が第一義的にやるべきことであつて、それを見て、私ども審査グループ、審査委員会も含めまして、納得できるものを出していただく、納得できなければどこまでもそれを調査を継続していただくという方向でやつてきております。

今議論になつております藤橋テフラですけれども、これは刈羽テフラもそうすけれども、古安田層という、原発の立地のところの上にあります。その中に、先ほども申し上げましたけれども、阿多テフラとか加久藤テフラという二十万年前から三十万年前のテフラもあります。そういうたものがそれも古安田層の中にあります。それでも実際にいろいろなボーリング調査をたくさんやつて、動いていないとも確かめております。

ですから、私どもとしては動いていないといつて、判断かと思うんですが、先ほども申し上げましたけれども、まだ審査途中ですし、きつととした補正申請を出していただくということをお願いします。今まで、安全性があるみたいなことだったんですね、柏崎市長が。

そして、新潟県知事は何と言つてはいるか。四月二十五日の記者会見で、東電の説明内容について、「少なくとも科学的な説明には見えないです。それは単なる結論であつて、説明ではないと。少なくもそこが活断層だという説明は、これは研究会の説明ですけれども、「比較的納得のいくものですよね。十二、十三万年前に噴火した灰がそこにあるのだから、それは十二、十三万年前でしようと、シンプルなことを言つてはいるわけですね。それでないなら、そうでない理由の合

この報道が出て以降、東電からは話を聞いていますね。けれども、研究者からは話を聞いてい

ない。これでは不十分だと思います。

原子力規制委員会設置法は、第一条の「目的」で「中立公正な立場で独立して職権行使する」というふうに書いております。ですから、その立場から原子力規制委員会による調査を強く求め、質問を終わります。

○三原委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございま

す。  
原子力特別委員会、久しぶりに開催ができまして、ありがたく存じます。本来、もう少し早く開催できるはずだったんですが、いろいろと御都合があつて、御都合といつても誰の御都合だ、民進党さんの御都合かもしれません、いずれにせよ、開催できしたこと、ありがとうございます。

きょうの理事会で、アドバイザリー・ボードの設置ということが決まりました。これはまさに国際事故調で提言されたことで、ずっと五年にわたって、五年たつのか、たつていいのかな、提言がされてから五年近くたつてようやくでございまして、御努力をいたいた皆様方には心から感謝申し上げたいと思います。

私も委員会賛成の場でもこのアドバイザリー・ボードについては早期の設置を求めてまいりましたが、特に田嶋野党筆頭は理事会のたびにこれを主張されておられたのをいつも拝見しております。また山際与党筆頭、また二原委員長のもとで決めていただいたということで、感謝を申し上げたいと思います。

さて、きょう、久しぶりの原子力特別委員会でございますが、初鹿議員についてちょっと一言申し上げておきたいと思うのですが、何かすごく偉そうですね。いやいや、国会議員というのは、あ、いない、さつきいらつしやったんですけども……(発言する者あり)あ、大西先生、いつも選挙でお疲れさまでございます。

やはり偉い人もいると思うんですよ、国会議員の中には。私はそんな偉くないんですけれども。やはり有権者の支持を得て、國民主権であり

ますから、選挙で通つてきているということは、國民の声を、負託を受けて発言しているわけです

から、偉そうでも僕は普通はいいと思うんですけども、初鹿さんの場合は、二〇一四年の解散・総選挙で維新的二文字で通つてきただけであります。

これはかつて、ブログかな、御本人のブログでこういうことを書いていらっしゃいます。「維新の党に入つたことに対するご批判もいただきまして、これがかつて、ブロガーナ、御本人のブログでこういうことを書いていらっしゃいます。「維

新の党に入つたことに対するご批判もいただきましたが、「批判があるんだつたらやめたらいいのにね、「無所属や他の野党では当選出来なかつたので、結果オーライと思って下さい。」なんて書いた

人物でありますので、もう少しあとなしく、控え目に立ち居振る舞わることを、僭越ながら……。(発言する者あり)あ、田嶋さん、済みません、申し上げておきたいと思います。

私は原子力特別委員会、一期目のときにも入っていましたが、やはり一番思い出すのは瓦れきです。今も安全の問題、安心の問題については、小池東京都知事率いる東京都で、今、豊洲の安全、安心というのが問題になっています。大変問題が多い。何が問題が多いかというと、土壤汚染対策法という法律があるのに、あるいはその上乗せで東京都の環境確保条例という条例があるのに、築地には適用しない、大田市場にも適用しない、でも、豊洲にだけ適用する二重基準があつて、それにも、解体廃棄物は今つくられていくと思うのですが、準備を始められているとは思うんですが、まだできません。だから、この分野は安全の基準さえないんですけど、どうぞちょっとときようは入り口で確認、入り口といつてももう時間はあります。いつも御苦労さまであります。激務でお疲れだと思います。

きょう村瀬部長、お越しただいてありがとうございます。いつも御苦労さまであります。

その高レベル放射性廃棄物、私もやはりこだわつてしまして、さつき瓦れきの話をしました

が、実は、これはしゃべっていると終わっちゃうな、どうしよう、でもちよっと言いたいことがあります。

それでこれは名前が変わったか、ちょっと、結構で結構ですが。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員恐らく御存じのとおり、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関しても、最終処分法に基づく基本方針を一昨年、二年前の五月に改定いたしました。

通告に飛ぶんですけども、四つ目というか一つしか通告していないんですけども、高レベル放射性廃棄物に係るいわゆる規制基準というのはどうなっていますでしょうか。

○田中政府特別補佐人 結論から申し上げると、が、工庁が一応今処分地選定についていろいろ資料を出されて、國民の理解を求めるという計画でありますので、そいつたものが出てきた後あたりに、必要に応じて我々としては検討していく

たい。

といいますのは、どういうふうになるのかといふことが全く今見えていない状態での規制基準はなかなかつくりがたいというところもございますので、そういうふうにして、そういうタイミングでつくらせていただきたいというふうに思つております。

○足立委員 まさに今、田中委員長から御紹介があつたように、土壤あるいは豊洲の地下水、これは基準があります。あるのをもめているんですね。基準があつてももめているわけです。ところが、高レベル放射性廃棄物あるいは解体廃棄物等、解体廃棄物は今つくられていくと思うですが、準備を始められているとは思うんですが、まだできません。だから、この分野は安全の基準さえないんですけど、どうぞちょっとときようはあれなんです。

それで、あと五分ですが、部長、通告どおりだと思いますが、僕、ちょっと危惧しているのは、今は当時の瓦れきの問題を考えると、とてもじゃないけれども、この高レベル放射性廃棄物の最終処分というのではなく、僕、できるのかなというのがきょうのあれなんです。

何が申し上げたいかというと、豊洲の問題あるいは当時の瓦れきの問題を考えると、とてもじゃないけれども、この高レベル放射性廃棄物の最終処分というのではなく、僕、できるのかなというのがきょうのあれなんです。

そこで、あと五分ですが、部長、通告どおりだと思いますが、僕、ちょっと危惧しているのは、平成二十七年五月二十二日の閣議決定では、最終処分について科学的有望地を示すと書いてあります。ところが、この四月に、最終処分地についての総合工事調査の放射性廃棄物ワーキンググループでは、ことしの四月十四日、科学的特性マップといふことに名前が変わっているんですね。これ

は僕は、結局、やはり有望地を示すということはできないのかと。結局、さつき申し上げたように難しいんですね。國民の反発がすごく大きい、地域の反発が大きい。

何でこれは名前が変わったか、ちょっと、結構で結構ですが。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員長は余り関係ないかもしませんが、瓦れきが出来ました。

これは福島の瓦れきじゃないんですよ、あのと

き。大阪市が受け入れた瓦れきは岩手の瓦れきであります。岩手の瓦れきを受け入れる決定をしたのが、市長。これからいつ解散があるかわからない、実際、その年の十二月に解散・総選挙で日本維新の会ができたわけです。これから政党をつくるうとまだできています。それは、つくるタイミング

が、工庁が一応今処分地選定についていろいろ資料を出されて、國民の理解を求めるという計画でありますので、そいつたものが出てきた後あたりに、必要に応じて我々としては検討していく

たい。

といいますのは、どういうふうになるのかといふことが全く今見えていない状態での規制基準はなかなかつくりがたいというところもございますので、そういうふうにして、そういうタイミングでつくらせていただきたいというふうに思つております。

私は、瓦れきを受け入れると宣言して、だからすぐかつたんですよ。大阪市役所の周りはもういろいろな方、共産党の人ばかりだと思いますが、もう大変な反対運動で、橋下出でつけ、橋下やめるということ、大変な中、やって、當時、橋下市長率いる大阪市と、石原慎太郎知事率いる東京都が東北の瓦れきを受け入れたわけであります。

それが、工庁が一応今処分地選定についていろいろな方、共産党の人ばかりだと思いますが、もう大変な反対運動で、橋下出でつけ、橋下やめるということ、大変な中、やって、當時、橋下市長率いる大阪市と、石原慎太郎知事率いる東京都が東北の瓦れきを受け入れたわけであります。

何が申し上げたいかというと、豊洲の問題あるいは当時の瓦れきの問題を考えると、とてもじゃないけれども、この高レベル放射性廃棄物の最終処分というのではなく、僕、できるのかなというのがきょうのあれなんです。

そこで、あと五分ですが、部長、通告どおりだと思いますが、僕、ちょっと危惧しているのは、平成二十七年五月二十二日の閣議決定では、最終処分について科学的有望地を示すと書いてあります。ところが、この四月に、最終処分地についての総合工事調査の放射性廃棄物ワーキンググループでは、ことしの四月十四日、科学的特性マップといふことに名前が変わっているんですね。これ

は僕は、結局、やはり有望地を示すということはできないのかと。結局、さつき申し上げたように難しいんですね。國民の反発がすごく大きい、地域の反発が大きい。

何でこれは名前が変わったか、ちょっと、結構で結構ですが。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員長は余り関係ないかもしませんが、瓦れきが出来ました。

これは福島の瓦れきじゃないんですよ、あのと

て、国民の関心と理解を深めていたぐために科学的有望地を示すということにしておいたわけですがけれども、この地域のいわゆる地質環境をマップ、地図にして示すということですけれども、その後、審議会において専門家の方々に御議論いただいたり、シンポジウムやパブリックコメントといふことで国民の声をおはかりしていたところであります。

そういう中で、国民の御意見、それから専門家の委員の方々から、科学的有望地という言葉は、ちょっと、処分地を国がある種一方的に選んで押しつけてしまふんじゃないかといふ誤解を招きやすいんじゃないかといった御意見ですか、詳細調査を実施する、これは、文献調査をして詳細調査をして、こう段階的に進めていくんですねども、その詳細調査をする前に有望というのちよつと不適切な面があるんじゃないかといったような国民からの御意見もあつたわけあります。

これを踏まえで、昨年十月に、原子力委員会では、国民目線に立つて、表現ぶりとかも丁寧に準備をして、これは国民の御理解を深めていくための材料なんだから、その表現それから説明ぶりについても慎重にもう一段検討すべきという御指摘をいただきて、その後、審議会で引き続き議論した上で、この四月にその要件を具体的にまとめて、要件、基準もまとめた上で、この呼び方も科学的特性マップと呼ぶようにしましよう、こういうことになつたわけでござります。

○足立委員 ここにそのワーキングの結果がいろいろ書いていますが、とはいって、マップがあつて、色が塗られるわけ、地域で。だから、私は、有望地という言葉さえ後退せざるを得ないような現状において、本当に最終処分できるのかなとうことを危惧しています。

○足立委員 ここにいつごろ公表できますか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、この四月にもう審議会でいわゆる答申をいただきまして、その要件 基準を決めていただきましたので、現在、マップの策定作業に入っております。

それに先立ちまして、このマップがどういう意味合い、意義づけなのかといったことを、突然出してしまつて誤解をされてしまつてもいけないので、このマップをもつてどういう御議論をさせていただきたいかということをまた改めて徹底的にやらせていただくということで、並行して、今月から説明会を始めているところでございます。相当精力的にやつておりますので、マップの策定作業もこの説明もいわゆる精力的に、できるだけ早期に提示ができるようになさせていただきたいと思つております。

先ほどの答弁に補足させていただきますと、最終処分法に基づく基本方針を改定いたしましたときには、従来の手挙げ方式、いわゆる自治体から手が挙がつてくるのだけを待つではなくて、国が前面に出で働きかけをしていくという中でこのマップを提示させていただくということになつたのですから、国が待つているのではなくて、国も前面に出で対応していくという方向にこの方針を改めていくということで、これまでとは違った対応をこのマップを使いながらしていくたい、このように考えております。

○足立委員 いろいろ問題は私はあると思いますが、御努力はよくわかります。頑張つていただきようお願いを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○三原委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会



平成二十九年六月七日印刷

平成二十九年六月八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局